

踏切道に係る政策等の情報提供

道路の移動円滑化に関する ガイドライン改定について

令和6年1月15日
道路局企画課道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました
～踏切道での安全対策～

国土交通省では、踏切道での安全対策のため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しました。

一昨年4月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる痛ましい事故を受け、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を同年6月に改定し、踏切道での安全対策を盛り込みました。

その後、昨年9月～10月に踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を実施するとともに、視覚障害者団体、学識経験者等で構成する「踏切道等における視覚障害者誘導対策WG」等でのご議論を踏まえ、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しましたのでお知らせします。

主な改定内容

1. 踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ
2. 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定
3. 歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ
4. 実証実験結果の紹介
5. 歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラムに記載

(添付資料)

- ・改定の概要
- ・改定の箇所

別紙1

別紙2

なお、改定後のガイドラインの全体版は下記のURLで公表しています。

【道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月）】

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/ki_jun/pdf/all.pdf

<問い合わせ先>

道路局 企画課 大西、福島

代表：03-5253-8111（内線 37562, 37554） 直通：03-5253-8485

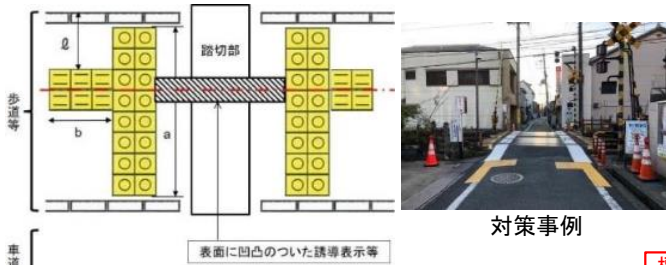
令和5年9・10月に実施した踏切道上の実証実験を踏まえ、踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定する等、道路の移動等円滑化ガイドラインの改定を行う。

現行のガイドラインでの記載内容概要

第7章② 視覚障害者誘導用ブロック

- 踏切道での視覚障害者の誘導について整備内容を規定
 - ・踏切道内には、「表面に凹凸のついた誘導表示等」(歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする)を設けることが望ましい。(望ましい整備内容)

➢ 誘導用ブロック等の設置図や事例を掲載



- ・「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討する。

第1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

➢ コラム

- ・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介



改定したガイドラインでの記載内容概要

第7章⑥ 踏切道 (項目を新設し、踏切道関係の記載を集約)

- 踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造を規定【視覚障害者誘導用ブロック・踏切道内誘導表示の設置】

- 踏切道内には、踏切道内誘導表示を設ける。(標準的な整備内容)

- 踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定。(右図参照)

※歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策についてもコラムへ掲載。

【歩行者通行空間の確保及び路面等】

- ・視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面はゴムチップ舗装とすることが望ましい。
 - ・踏切道内のカラー舗装及び車道外側線の設置等が望ましい。
 - ・車両への注意喚起看板等の設置が望ましい。
- (望ましい整備内容)



【実験結果概要】

- ・令和5年9月21日、10月3-5,12日に実施した評価実験を紹介

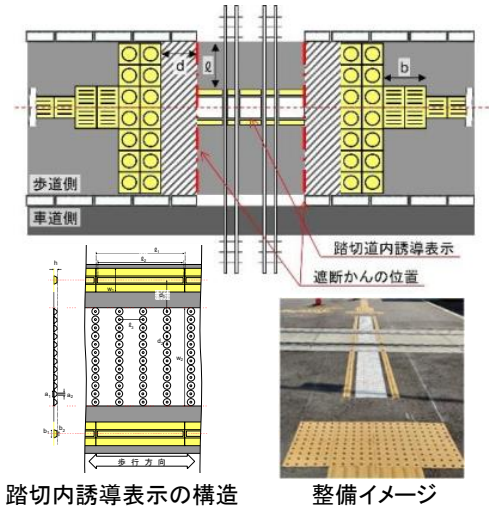
➢ コラム

- ・音に関する実証実験結果の紹介
- 踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介等

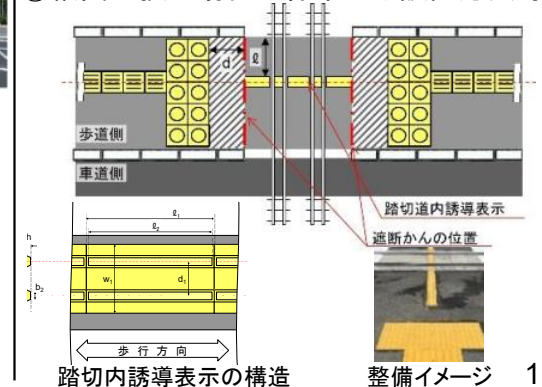


【標準的な設置方法及び構造】

①標準的な設置方法等



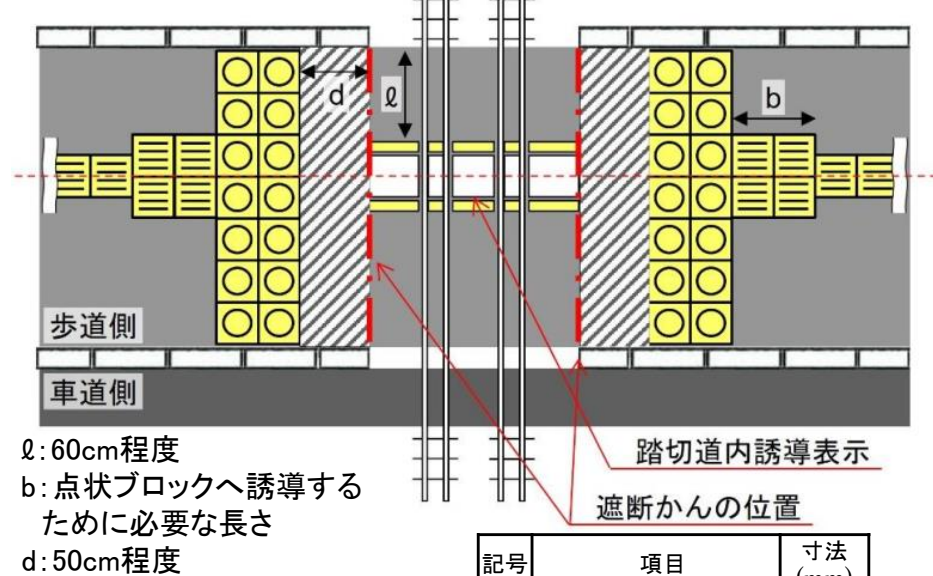
②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置

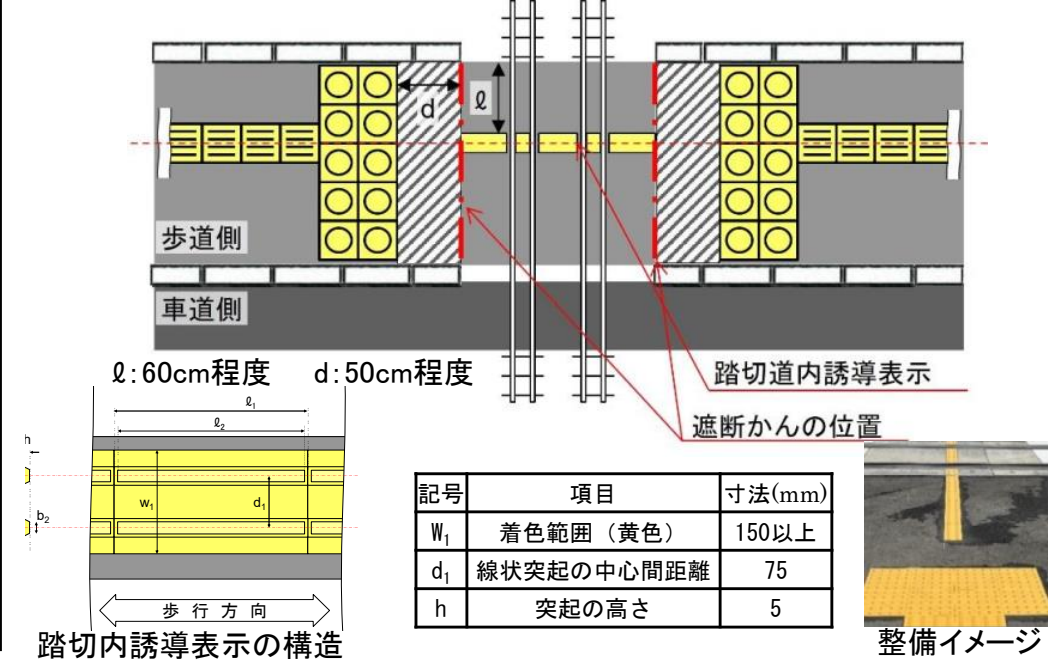
踏切道内には、踏切道内誘導表示を設けることを標準とする。踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造について①を標準、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い踏切道では(車椅子使用者が踏切道内誘導表示を回避困難な場合)②を標準とする。

①標準的な設置方法等



記号	項目	寸法 (mm)
w_1	着色範囲 (黄色)	75
w_2	着色範囲 (白)	320
d_1	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
h	突起の高さ	5

②歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



【設置にあたっての注意点概要(①②共通)】

- ・歩道等及び自転車歩行者専用道路等の単路部から連続的に線状ブロックを設置し、踏切道手前部の点状ブロックへ適切に誘導する
- ・点状ブロックは歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置する
- ・線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するように設置する
- ・踏切内誘導表示と点状ブロックの間は50cm程度の離隔をとる
- ・踏切内誘導表示は建築限界を確認の上設置する

踏切内誘導表示の構造

整備イメージ

歩行者通行空間の確保及び路面等

踏切道前後及び踏切道内の歩行者通行空間を確保するために、路面等への望ましい整備内容について規定する。

(ガイドライン記載案概要)

- ・踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面は、ゴムチップ舗装とすることが望ましい。ゴムチップ舗装の色彩は黒を標準とする。
- ・歩行者が通行する場所へのカラー舗装(緑を標準)及び車道外側線の設置を行うことが望ましい。
- ・歩行者が通る場所の幅員が狭小な場合など、看板等を設置することで車両に対し注意喚起を行うことが望ましい。

➤車道外側線を設置した事例



➤カラー舗装を導入した事例



➤注意喚起看板等の設置イメージ



➤評価実験で実施したゴムチップ舗装



その他、踏切道内誘導表示の施工方法・視覚障害者誘導用踏切道内誘導表示設置以外の対策事例について、コラムにて紹介

視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の 設置方法及び構造に関する実験結果概要(1/2)

令和5年9・10月に、踏切道付近に設置する視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置方法や構造について評価実験を行った。実験結果と実験を受けた留意点をガイドラインへ記載を行う。

【実験の概要】

- ・予備実験 : 横断歩道と踏切の識別、「踏切道手前部」と「踏切内」の誘導方法の認識性、直進性、識別性の評価
- ・本実験 : 「踏切道手前部」と「踏切内」の誘導方法を一連とした4パターンの認識性、直進性、識別性の評価
- ・最終確認実験: 本実験で選定した2パターンについて、誘導ライン設置位置の再評価、斜め設置の影響を評価

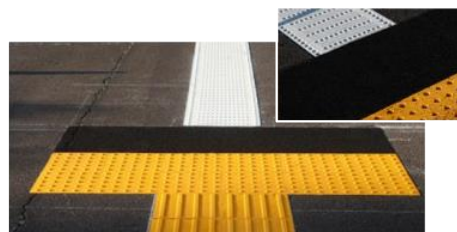
【予備実験の結果】

- ・踏切道手前部の横方向の線状突起は有効性が低い
- ・踏切の出入りの分かりやすさ(認識性)は、踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示等との隙間があるパターンの評価が比較的高く、隙間の舗装素材をゴムチップ舗装にしているパターンの評価が最も高い
- ・踏切内の誘導表示等は、1/4サイズの線状ブロックやエスコートゾーンと同様の構造の評価が低い

踏切道内外を一連とした4パターンを設定

【本実験の結果】

- ・どの評価においてもパターン④(エスコートゾーンと同様の構造)よりパターン②、③の評価が高い傾向
- ・全パターンで、警報器と遮断かんの作動時に、踏切内外を誤認して行動する視覚障害者はいなかった
- ・パターン②の誘導ライン位置については、線路側、車道側、両側への設置要望があった



隙間の舗装素材をゴムチップにしたパターン



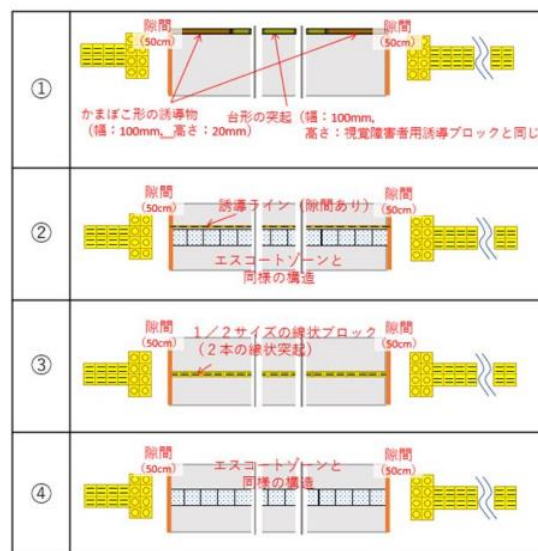
予備実験(踏切手前部)の誘導表示等の敷設状況



予備実験(踏切内)の誘導表示等の敷設状況



本実験の誘導表示等の敷設状況 4



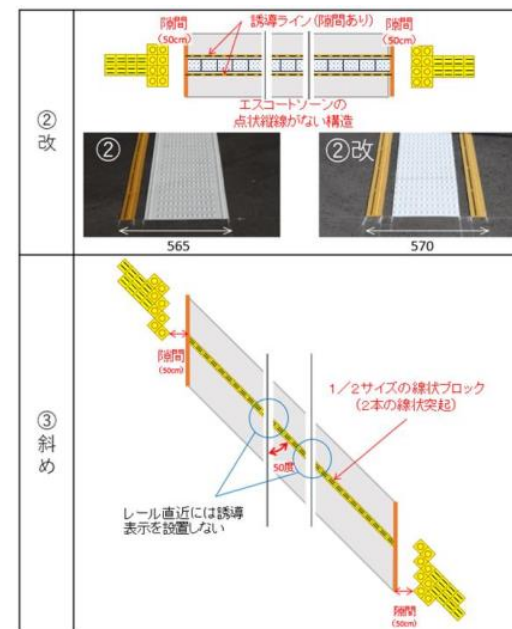
本実験の誘導表示等パターン

視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の 設置方法及び構造に関する実験結果概要(2/2)

令和5年9・10月に、踏切道付近に設置する視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置方法や構造について評価実験を行った。実験結果と実験を受けた留意点をガイドラインへ記載を行う。

【最終確認及び実験結果のまとめ】

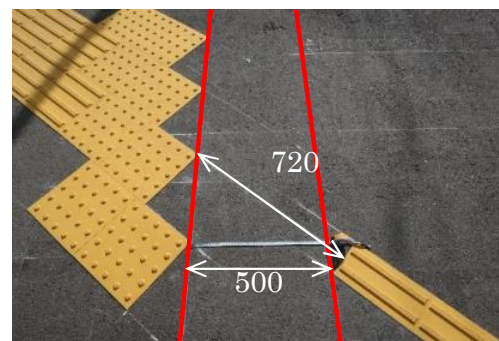
- ・視覚障害者の踏切の出入りの認識性は、踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示等との隙間をあけているパターンの評価が比較的高く、隙間の舗装素材をゴムチップ舗装にしているパターンの評価が最も高い
- ・パターン②改は、視覚障害者は、踏切の出入りの認識性、直進性、誘導表示等の見つけやすさ等で高評価であり、探しやすさから、両側に誘導ラインを設置したほうがよいとの意見が多い
- ・斜めに誘導表示等を設置し、レール直近の誘導表示等が敷設できない隙間が広がることは、特に問題ないとする意見が多かったが、踏切道手前部の点状ブロックと誘導表示等の隙間が広いところがあることや階段状に設置された点状ブロックにより方向定位がしづらいとの意見があった



最終確認実験の
誘導表示等のパターン

【実験を受けた留意点】

- ・誘導表示等を設置する場合は、事前の周知が重要
- ・道路と斜めに交差する踏切は、垂直に交差する道路に比べ、方向定位がしづらいことを考慮し、踏切道手前部の点状ブロックの敷設形状、点状ブロックと踏切内の誘導表示等の隙間の離隔に留意
- ・誘導表示等の設置と併せて、線路への逸脱を防止する対策の検討が必要



踏切道手前部の点状ブロック
と誘導表示等の隙間



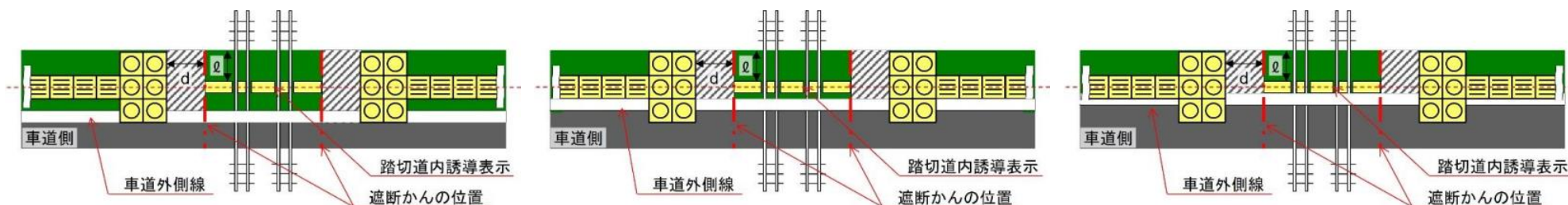
最終確認実験の
誘導表示等の敷設状況

【コラム】踏切道内の歩道等が無い・狭い場合 / 音による案内

コラムにて、踏切道付近の歩行の用に供する部分が狭い場合の対策や、音による案内の提案を掲載し、踏切道での誘導対策を進めるための記載を充実させる。

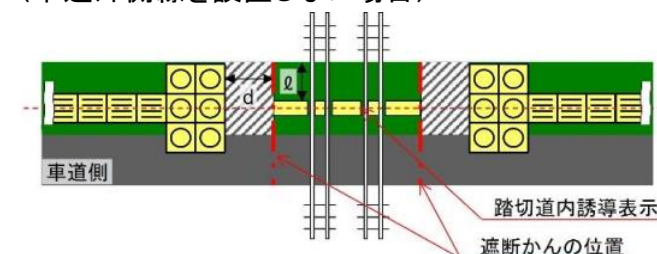
■ 歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策について

- ・歩行の用に供する場所90cm程度
- ・歩行の用に供する場所75cm程度
- ・歩行の用に供する場所75cm程度未満



ℓ: 30cm程度 d: 50cm程度

(車道外側線を設置しない場合)



【設置にあたっての注意点】

- ・②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等に準じ、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示を設置することが望ましい。
- ・車道外側線の設置やカラー舗装(緑色を標準)を実施することが望ましい。

■ 音による案内について

- ・視覚障害者誘導用ブロックや踏切道内誘導表示だけでなく、より明確に位置を把握する手段として「音」による案内の実証実験を実施
- ・今後、各踏切道において、「音による案内誘導装置」の導入による対策の積極的な検討が望まれる



道路の移動等円滑化に関する ガイドライン

令和6年1月

国土交通省道路局

目次

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 名簿

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会WG 名簿

踏切道等における視覚障害者誘導対策WG 名簿

第1部 道路の移動等円滑化に関するガイドラインの活用と基本的な考え方

1章 道路の移動等円滑化に関するガイドラインの活用にあたって.....	1
1.1. ガイドライン作成の背景	1
1.2. ガイドラインの位置づけ	10
1.3. 対象施設等と対象者	12
2章 道路計画及び移動等円滑化に関する連携協力や当事者参加の考え方	15
2.1. 道路計画の考え方	15
2.2. 関係機関等との連携協力の考え方.....	22
2.3. 心のバリアフリーの推進	25
2.4. 当事者参加の考え方	34
2.5. バリアフリー整備の継続的な推進.....	48

第2部 道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供

1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等.....	1-4
① 歩道の設置及び有効幅員	1-4
② 舗装.....	1-7
③ 勾配.....	1-9
④ 歩道等と車道等の分離.....	1-10
⑤ 高さ.....	1-16
⑥ 横断歩道に接続する歩道等の部分.....	1-18
⑦ 車両乗入れ部	1-39
【コラム】歩行者利便増進道路（ほこみち）の道路構造について	1-40
⑧ 歩道の設置に関する経過措置.....	1-47
【コラム】歩道のない道路におけるバリアフリー化の対応例	1-57
【コラム】踏切道におけるバリアフリー対策について	1-59
2章 立体横断施設	2-1
① 立体横断施設	2-1
② エレベーター	2-4
③ 傾斜路	2-14
④ エスカレーター.....	2-19
【コラム】エスカレーターを歩行する人への注意喚起.....	2-21

⑤ 通路.....	2-22
⑥ 階段.....	2-24
⑦ その他の施設等.....	2-29
3章 乗合自動車停留所	3-1
① 乗合自動車停留所の構造	3-1
【コラム】磁気マーカ等を活用したバス停への正着制御	3-5
② 高さ.....	3-6
③ ベンチ及び上屋.....	3-7
④ その他の施設等.....	3-8
4章 路面電車停留場等	4-1
① 乗降場	4-1
② 傾斜路の勾配	4-3
③ 歩行者の横断の用に供する軌道の部分	4-4
④ その他の施設等.....	4-5
5章 自動車駐車場	5-1
① 障害者用駐車施設	5-1
【コラム】車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に向けた取組.....	5-5
② 障害者用停車施設	5-6
③ 出入口	5-9
④ 通路.....	5-11
⑤ エレベーター	5-13
⑥ 傾斜路	5-14
⑦ 階段.....	5-15
⑧ 屋根.....	5-16
⑨ 便所.....	5-17
【コラム】オールジェンダートイレの設置事例	5-34
⑩ その他の施設等.....	5-43
⑪ 維持管理.....	5-46
6章 旅客特定車両停留施設	6-1
6.1. 旅客特定車両停留施設の構造	6-1
① 通路.....	6-1
② 出入口	6-7
③ エレベーター	6-9
④ 傾斜路	6-12
⑤ エスカレーター.....	6-15
⑥ 階段.....	6-18
⑦ 乗降場.....	6-19
⑧ 運行情報提供設備	6-21
⑨ 便所.....	6-26

⑩ 乗車券等販売所、待合所及び案内所	6-28
⑪ 券売機	6-32
⑫ 視覚表示設備	6-35
⑬ 緊急時の案内用設備	6-46
⑭ 視覚障害者誘導用ブロック	6-47
⑮ 休憩施設.....	6-48
⑯ 照明施設.....	6-50
⑰ その他の施設等.....	6-51
6.2. 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供.....	6-52
① 通路.....	6-52
② エスカレーター.....	6-55
③ 階段.....	6-56
④ 乗降場.....	6-57
⑤ 運行情報提供設備.....	6-59
⑥ 便所.....	6-60
⑦ 乗車券等販売所、待合所及び案内所	6-62
【コラム】 コミュニケーションへの配慮.....	6-65
⑧ 券売機	6-66
⑨ 旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置の案内.....	6-67
⑩ 視覚障害者を誘導する設備等.....	6-68
7章 その他の施設等.....	7-1
① 案内標識.....	7-1
【コラム】 バリアフリー経路検索サービス「Japan Walk Guide」	7-11
② 視覚障害者誘導用ブロック	7-12
【コラム】 踏切道に接続する箇所に歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブ	
ック等の設置事例	7-34
③ 休憩施設.....	7-34
④ 照明施設.....	7-37
⑤ 防雪施設.....	7-40
【コラム】 駅前広場の歩行者空間の移動等円滑化	7-41
⑥ 踏切道	7-45
【コラム】 歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策について	7-51
【コラム】 踏切道内誘導表示の施工方法について	7-60
【コラム】 特定道路等における踏切道内誘導表示設置以外の対策事例	7-63
【コラム】 音による踏切道の案内.....	7-64
【コラム】 踏切道におけるバリアフリー対策について	7-66

【コラム】踏切道におけるバリアフリー対策について

踏切道は、これまでも改良対策を進め、踏切道の数や事故件数は着実に減少してきているものの、踏切事故は約2日に1件発生し、死亡事故のうち約5割は高齢者である。

このような状況のなか、令和3年3月31日に踏切道改良促進法が改正され、鉄道と特定道路が交差する場合における踏切道であって移動等円滑化の促進の必要性が特に高いと認められるものを新たに改良すべき踏切道の指定の対象と位置付けることとした。

移動等円滑化要対策踏切に指定された場合、道路移動等円滑化基準に適合するように歩道の拡幅など踏切道を改良することが必要となる。

踏切道のバリアフリー化にあたっては、高齢者・障害者等が連続して移動できるように交差する特定道路と一体的に対策を行うことが必要であり、そのため道路管理者と鉄道事業者が連携して取り組むことが重要である。

なお、高齢者等の踏切安全対策については、「高齢者等による踏切事故防止対策検討会」において、平成27年10月7日にとりまとめが公表されている。

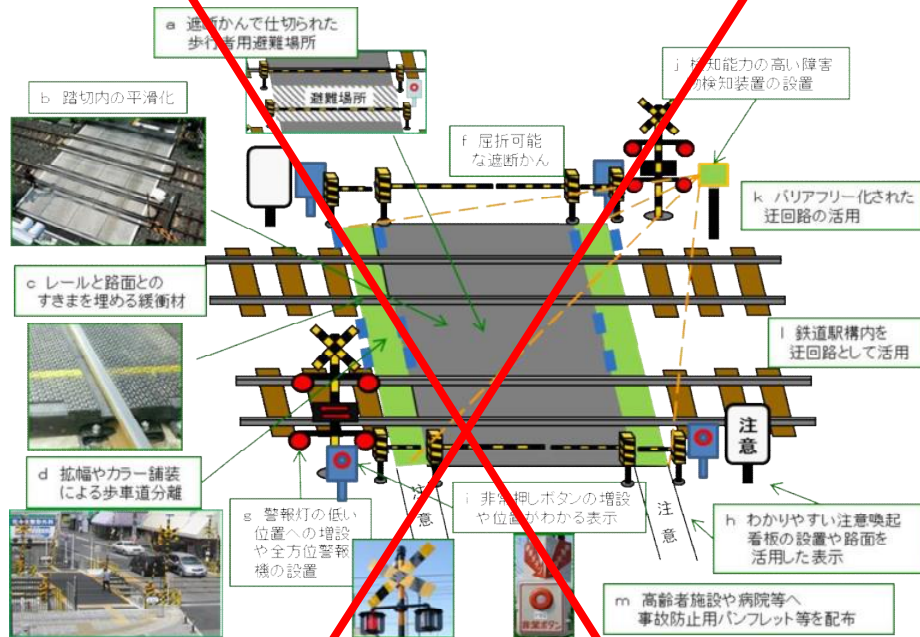


図 2-1-30 踏切における高齢者等の安全対策イメージ

(1) 道路管理者による主な対策例

1) 歩道の拡幅やカラー舗装による歩車道分離

歩道がない又は歩行空間の幅員が狭い踏切道において、歩車道分離することで安全な横断に寄与。

歩道新設のほか、歩車道境界に縁石等を設置することで歩行空間を分離している事例や歩行空間のカラー舗装を行っている事例もある。



写真 2-1-26 踏切拡幅（歩道新設）の例



写真 2-1-27 縁石等により分離している例



写真 2-1-28 カラー舗装の例

2) 斜め踏切の改良

道路と線路が斜めに交差する踏切道を直角に交差するように改良することで、線路の溝に挟まる危険性が低くなり、また踏切内の距離が短くなることで安全性が向上。



写真 2-1-29 斜め踏切の改良事例

出典：世田谷区ホームページ

3) 踏切内における視覚障害者の進行方向の案内

表面に凹凸のついた誘導表示等を踏切内に設置し、踏切前後の視覚障害者誘導用ブロックから連続的に進行方向を案内し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防止。



写真 2-1-30 踏切内において視覚障害者の進行方向を案内している事例

4) 踏切手前の注意喚起の看板等の設置

踏切手前において注意喚起のために歩行者への注意喚起の看板、その他自転車を降りて通行するよう注意喚起を行う看板等の設置。



写真 2-1-31 歩行者等への注意喚起の看板等の設置例

(2) 鉄道事業者による主な対策例

1) 踏切内の平滑化

鉄筋コンクリート製ブロックを連続的に敷設し、道床、枕木、道路舗装を一体化し強固な構造とすることにより、不陸の発生を抑制し平滑な状態を保つことで、歩行者の足や白杖、車椅子の車輪等のひっかかりによる転倒防止を図る。

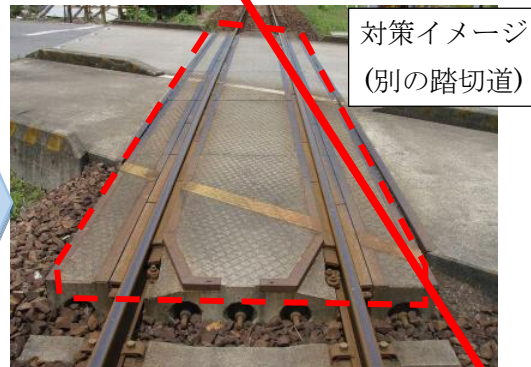
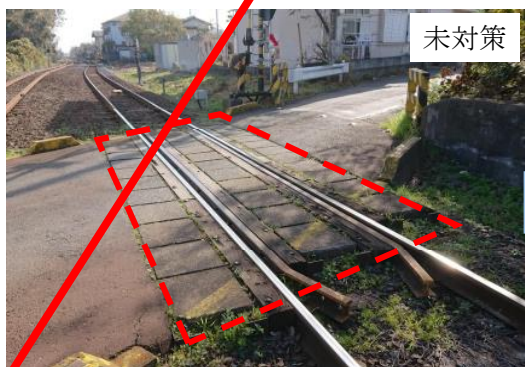


写真 2-1-32 踏切内の平滑化のイメージ

2) レールの隙間における緩衝材の設置

レールと路面との隙間（溝）に緩衝材等を設置し段差を小さくすることで、歩行者の足や白杖、車椅子の車輪等のひっかかりによる転倒防止を図る。

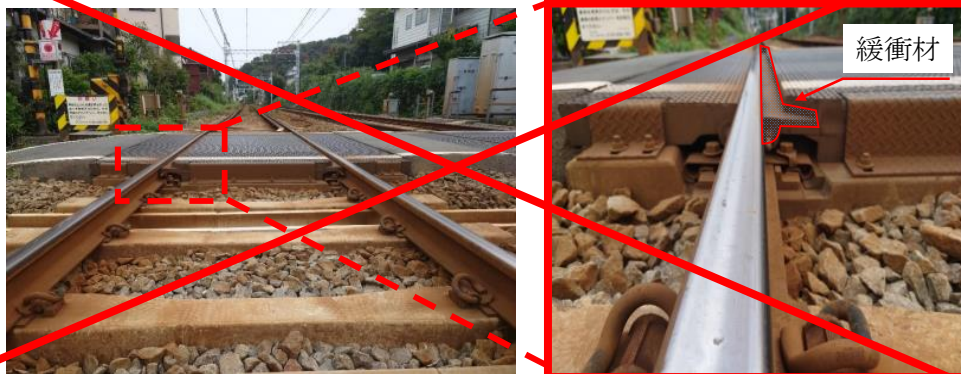


写真 2-1-33 緩衝材の設置事例

② 視覚障害者誘導用ブロック

考え方	<p>視覚障害者は、歩行にあたり、事前に記憶した道順（メンタルマップ）や路面状況、周囲の音など様々な情報を利用するほか、視覚障害者誘導用ブロックを歩行の手助けとしており、視覚障害者誘導用ブロックを直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識している。視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすいよう、周囲の舗装や床材の仕上げや色・コントラストにも配慮する必要がある。視覚障害者の誘導手法としては、音声・音響による案内との併用も有効である。なお、経年劣化等を考慮し、当事者参加による点検等を行い、どのような課題があるかを把握することが望ましい。</p> <p>視覚障害者の移動等円滑化を図るためには、安全かつ円滑に歩行できるよう誘導し、かつ、視覚障害者が段差や横断歩道、踏切道等の存在を認識し又は障害物を回避できるよう、視覚障害者を誘導するために視覚障害者誘導用ブロックを設ける必要がある。</p>
-----	---

道路移動等円滑化基準

(視覚障害者誘導用ブロック)	
第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。	
2	前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
3	旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
4	視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
5	視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

ガイドライン

◎：道路移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

●基本的事項

設置	<p>◎歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置する。</p> <p>◎視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設ける。</p>	
設置の原則	○線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の移動方向を案内する場合に用いる。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示す。	参考 2-7-6

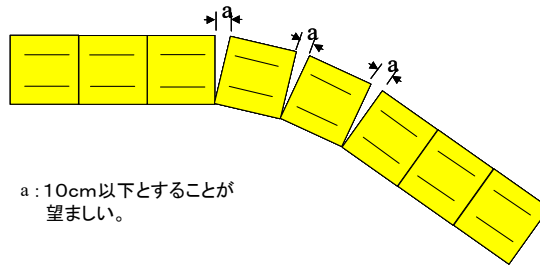
	<p>○点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。</p> <p>○視覚障害者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に敷設する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置する。また、連続的に案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置する。</p> <p>○電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、官民境界にある塀や建物との離隔60cm程度にとられず、占用物件を避けた位置に直線的に敷設する。</p> <p>◇駒止めを視覚障害者誘導用ブロック付近に設置する場合は、駒止めと視覚障害者誘導用ブロックの位置関係等について、障害者団体等と意見交換を行うなどにより検討を行い、設置後には障害者団体等への情報提供を行うことが望ましい。なお、検討にあたっては、視覚障害者等の行動を考慮し、駒止めと視覚障害者誘導用ブロックとの離隔や駒止めの視認性の確保等に留意する。</p> <p>○一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させる。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用する。</p>	<p>参考 2-7-9 事例 2-7-4</p>
<p>形状・寸法等</p>	<p>○形状・寸法についてはJIS T9251に合わせたものとする。</p> <p>○JISに相当していないブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックをJISに合わせたブロックに交換する。</p>	<p>参考 2-7-5</p>
<p>材料</p>	<p>○視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。</p>	
<p>色彩</p>	<p>◎視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。色彩に配慮した舗装を施した歩道等において、黄色いブロックを適用することでその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るように舗装の色を変えるなどで対応する。天候・明るさ・色の組み合わせ等によっては認識しづらい場合も想定されるため、沿道住民・利用者の意見が反映されるよう留意して決定する。また、旅客特定車両停留施設において、輝度比が確保できない場合は、障害者団体等と意見交換を行うなど、検討を行ったうえで黄色以外の色とすることも考えられる。</p>	
<p>点検</p>	<p>◇視覚障害者誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには摩耗や破損等の損傷等を日常の点検により確認するとともに、機能を維持するための保守が大切である。点検にあたっては視覚障害者誘導用ブロックのみならず、道路状況をも含めることが視覚障害者の安全を図るうえで重要である。例えば、階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックは、視覚障害者が階段の存在を認知するために点検と保守が重要である。また、視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車などが放置されている場合は、関係機関とも協力しながら、視覚障害者誘導用ブロック上から撤去するなどの措置を執ることが望ましい。また、視覚障害者</p>	<p>参考 2-7-8 事例 2-7-3</p>

	誘導用ブロックの上に物を載せないように日常的にPRし、市民の協力を求めるといった措置をとることも望ましい。	
●特定道路等における考え方		
横断歩道接続部及び出入口等の注意喚起・方向指示のために部分的に設置する箇所	<p>○特定道路等においては、歩道等の横断歩道接続部に、点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを部分的に設置する。</p> <p>○特定道路等における中央分離帯上の滞留スペース、立体横断施設の昇降口、乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口等、出入口付近には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>	参考 2-7-6
踏切道の注意喚起・方向指示のために部分的に設置する箇所	<p>○特定道路等においては、歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックにより踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に設置することにより、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導する。</p> <p>◇踏切道内には、鉄道事業者とも連携し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、「表面に凹凸のついた誘導表示等」（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする）を設けることが望ましい。この場合、踏切道手前部に設置する線状ブロックで示す移動方向と、踏切内での誘導表示等が示す移動方向を直線的に連続させるようにするものとする。</p>	参考 2-7-6
誘導のために連続的に設置する部分	<p>○特定道路等においては、エリア内において視覚障害者がよく利用する施設、誘導すべき施設を視覚障害者等と協議した上で設定し、その施設間について視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する。</p> <p>◇複数の経路が多数存在すると誘導性が損なわれるので、極力一つの経路（出入口が複数ある場合は、各出口からの一経路とする。）とすることが望ましい。</p> <p>◇施設への連続誘導は、当該施設管理者と協議の上、道路敷地内だけでなく、民地内の当該施設の出入口直近まで連続して行うことが望ましい。</p> <p>◇一連で設置すべき線状ブロックと点状ブロックが離れる場合でも10cm（足の大きさの約半分）程度とすることが望ましい。</p> <p>○一連で設置する視覚障害者誘導用ブロックは、原則として同寸法、同材質のブロックを使用する。</p>	参考 2-7-6
エスコートゾーンの設置	◇横断歩道上は視覚障害者にとって手がかりが少ないため、まっすぐ歩くことは容易ではなく、横断歩道から外れてしまうことがしばしばあり、エスコートゾーンのニーズが高まっている。エスコートゾーンの設置に当たっては、道路管理者が設置する歩道上の視覚障害者誘導用ブロックと、公安委員会等が設置する横断歩道上のエスコートゾーンを一体的に設置することにより、視覚障害者の移動の連続性を確保することが望ましい。	事例 1-2-3
●旅客特定車両停留施設における考え方		
線状ブロック	◎視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路とエレベーターの乗降口に設ける操作盤、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を点字その他の方法により視覚	

の敷設経路	<p>障害者に示すための設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</p> <p>○上記分岐する経路では、往経路と復経路を別としない。</p> <p>○線状ブロックは、構造上やむを得ない場合等を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。</p> <p>○視覚障害者の移動の際に屈曲経路が続くことにより進行方向を錯誤しないよう、短い距離にL字形、クランクによる屈曲部が連続的に配置されないよう配慮する。</p> <p>◇他の旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の輝度比などを統一的連続的に敷設することが望ましい。</p> <p>○線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。また歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きの手器等から適度に離れた道すじに敷設する。</p>	
点状ブロックの敷設位置	<p>◎旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○点状ブロックは、上記のほか、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である出入口（戸がある場合）、触知案内図等の前、券売機その他の乗車券等販売所の前、エレベーターの前、待合所・案内所の出入口（戸がある場合）、乗降場の線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する。</p>	参考 2-7-7
公共用通路との境界	<p>◇公共用通路との境界は、旅客特定車両停留施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。</p>	
●各種施設における敷設方法の詳細		
券売機	<p>○券売機その他の乗車券等販売所への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機の位置とする。この場合、乗降口への線状ブロックの敷設経路からできる限り簡単に短距離となるように分岐する。</p> <p>○線状ブロックで誘導される券売機その他の乗車券等販売所の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前 30cm 程度の箇所とする。</p> <p>◇上記の券売機その他の乗車券等販売所は、乗降口に近い券売機その他の乗車券等販売所とすることが望ましい。</p>	参考 2-7-7
階段	<p>○階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックは視覚障害者が階段の存在を認識するために設置するものであり、その位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所に60cm程度の奥行きで全幅にわたって敷設する。</p> <p>○階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。</p> <p>○踊場の長さが3mを超える場合、踊場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。</p>	

	○階段の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊場では、踊場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、点状ブロック同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないように敷設方法に配慮する。	
エレベーター	○エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗降口側操作盤の位置とする。 ○エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗降口側操作盤から30cm程度離れた箇所とする。	
エスカレーター	○エスカレーター前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設する。 ○エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 (条件) ・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。	
傾斜路	○傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。 ○傾斜路の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊場では、踊場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。 ○通路等が傾斜路のみで構成される場合は線状ブロックを敷設する。	
トイレ	○トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。 ○トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から30cm程度離れた箇所とする。	
触知案内図等	○触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。 ○触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内図前端から30cm程度離れた箇所とする。	

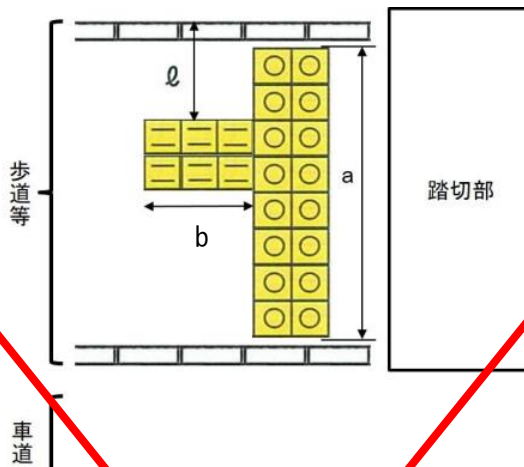
【屈折部の設置例】



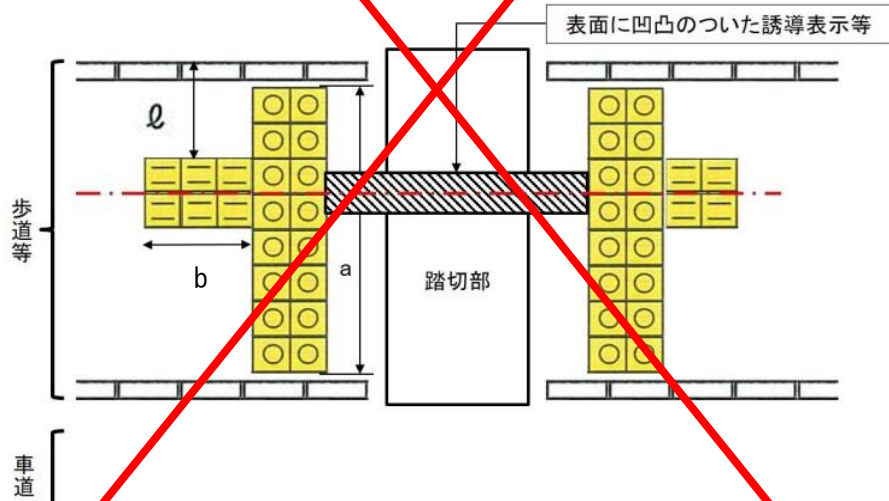
a : 10cm以下とすることが望ましい。

出典：視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（日本道路協会）

【踏切道手前の設置例】



【踏切内への「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置例】



ℓ : 60cm 程度（ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）

b : 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ設けるものとする

注) 「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討することを予定している。

【コラム】踏切道に接続する箇所に歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロック等の設置事例

奈良県大和郡山市では、令和4年4月25日に近畿日本鉄道橿原線と大和郡山市道が交差する踏切道において、視覚に障害のある方が列車に接触し亡くなるという痛ましい事故が発生した。この事故を受けて、大和郡山市は、県内の視覚障害者団体の意見を踏まえ、視覚障害者が踏切の存在を認知できるよう、踏切道の手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、踏切内に「表面に凹凸のある誘導表示」を設置した。

なお、当該道路は歩道が設けられておらず、車道外側線の外側の空間も狭小であるため、視覚障害者誘導用ブロックの一部を車道にはみ出す形状により、点状の警告ブロックを設置している。



写真 2-7-8 踏切道手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置した事例

注) 歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロックや「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方については、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」等において引き続き検討する予定

新たに項目建て

⑥ 踏切道

考え方	<p>高齢者・障害者等が連続して移動できるように、周辺環境を踏まえ、交差する特定道路等や地域ニーズのある道路（視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館）等の障害者施設近隣など）と一体的に対策を行うことが必要である。踏切道のバリアフリー化にあたっては道路管理者と鉄道事業者が連携して取り組むことが重要であり、バリアフリー対策の整備、維持管理の体制等について、あらかじめ道路管理者と鉄道事業者等の関係者間で十分に協議して進める必要がある。</p> <p>特に視覚障害者が踏切道を通行する際、単路部と踏切道を誤認することが重大な事故につながるおそれがあるため、踏切道の存在を認識し安全に通行できるよう、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示（表面に凹凸のついた誘導表示であって、視覚障害者誘導用ブロックと異なる形式のものをいう。以下同じ。）を設ける必要がある。</p>
------------	--

道路移動等円滑化基準

(視覚障害者誘導用ブロック)

第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

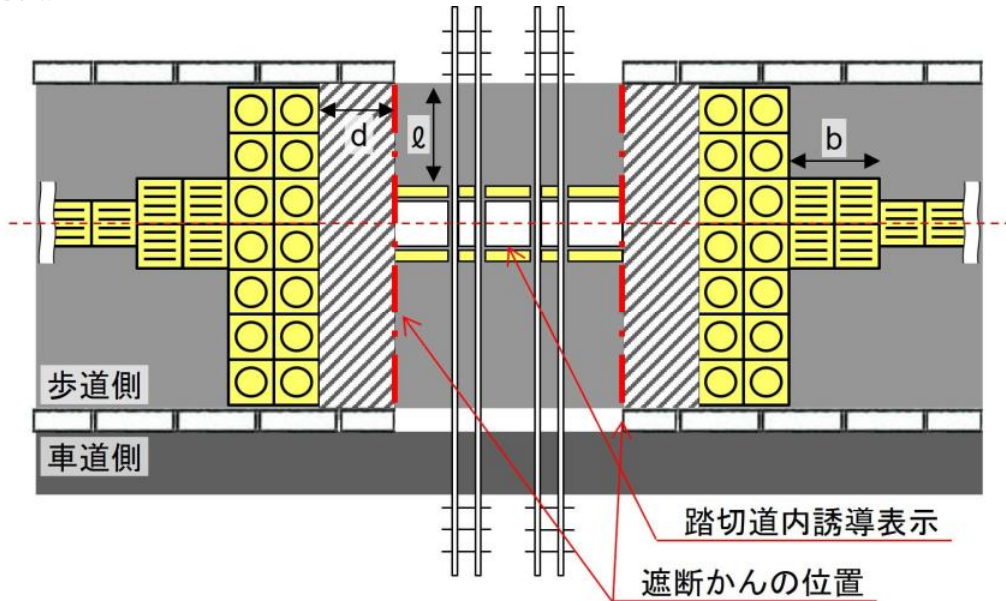
ガイドライン

◎：道路移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置	<p>◎歩道等及び自転車歩行者専用道路等の踏切道手前部には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○歩道等及び自転車歩行者専用道路等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを、歩道等及び自転車歩行者専用道路等の単路部から連続して設置する。少なくとも踏切道手前部まで適切に誘導できる長さを確保し、連続して設置する。</p> <p>○歩道等及び自転車歩行者専用道路等の踏切道手前部に設ける点状ブロックは、踏切道への進入及び退出を明確にする（認識性）ため、遮断かんから50cm程度離れた位置に設置する。</p> <p>○踏切道内の一方の遮断かんから他方の遮断かんまでの区間には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐ（直進性）とともに踏切道の外にいと誤認することを回避（識別性）するため、踏切道内誘導表示を設ける。</p> <p>○高齢者・障害者等が踏切道の存在を認識し安全に通行できるよう、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示を維持管理する。</p>	参考 2-7-12 参考 2-7-13
視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内	○踏切道手前部に設ける視覚障害者誘導用ブロックの設置方法並びに踏切道内に設ける踏切道内誘導表示の設置方法及び構造は、参考 2-7-12に示す図を標準とする。なお、踏切道の前後の歩道等又は自転車歩行者専用道路等に視覚障害者誘導用ブロック以外の誘導表示（「【コラム】歩道のない道路におけるバリアフリー化の対応例」に示すリーディングラインなど）を設ける場合には、踏	参考 2-7-12 参考 2-7-13

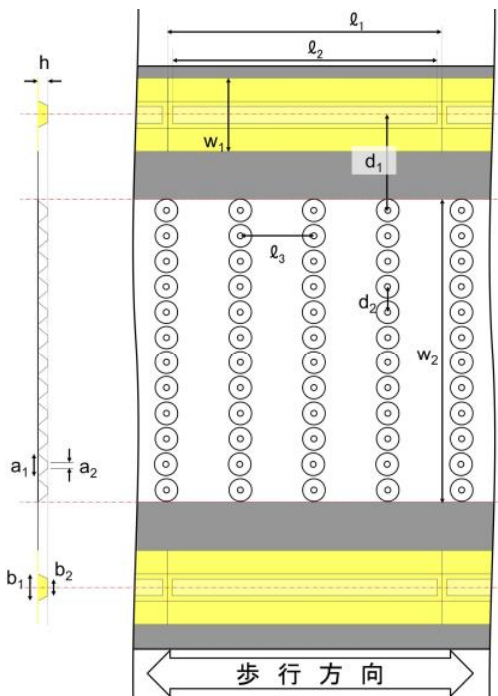
誘導表示の形状・寸法等	<p>切道の外にいと誤認することを回避するため、視覚障害者や車椅子使用者を含む様々な道路利用者の意見を聞き、踏切道内誘導表示について歩道等又は自転車歩行者専用道路等に設ける誘導表示と異なる構造とする。</p> <p>○踏切道手前部に設置する視覚障害者誘導用ブロックの形状および寸法は、JIS T9251に合わせたものとする。</p>	
視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の材料	<p>○視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の材料は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。</p>	
視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の色彩	<p>◎視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。</p> <p>○踏切道内誘導表示の色彩は、参考 2-7-12に示す図を標準とする。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示と設置面との輝度比が確保できない場合には、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示を縁取るように舗装の色彩を変えるなどして輝度比を確保する。</p>	<p>参考 2-7-12 参考 2-7-13</p>
歩行者通行空間の確保及び路面等	<p>◇踏切道手前部に設ける視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面は、踏切道の注意喚起をより明確にするため、鉄道事業者と道路管理者が連携し、ゴムチップ舗装（ゴムチップを含むシート状の材料等を含む。）とすることが望ましい。この場合、ゴムチップ舗装の色彩は黒を標準とし、黒以外の色彩とする際は、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示との輝度比を確保することが必要である。</p> <p>◇歩行空間の明確化及び車両への注意喚起のため、歩行者が通行する場所へのカラー舗装及び車道外側線の設置を行うことが望ましい。なお、カラー舗装は緑を標準とする。</p> <p>◇歩行者が通る場所の幅員が狭小な場合など、車両との錯綜を考慮し、看板等を設置することで車両に対し、歩行者への注意喚起を行うことが望ましい。</p>	<p>参考 2-7-14</p>

参考 2-7-12 視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置方法と構造について
 ① 標準的な設置方法等（歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が概ね 2m 以上の場合）
 （設置方法）



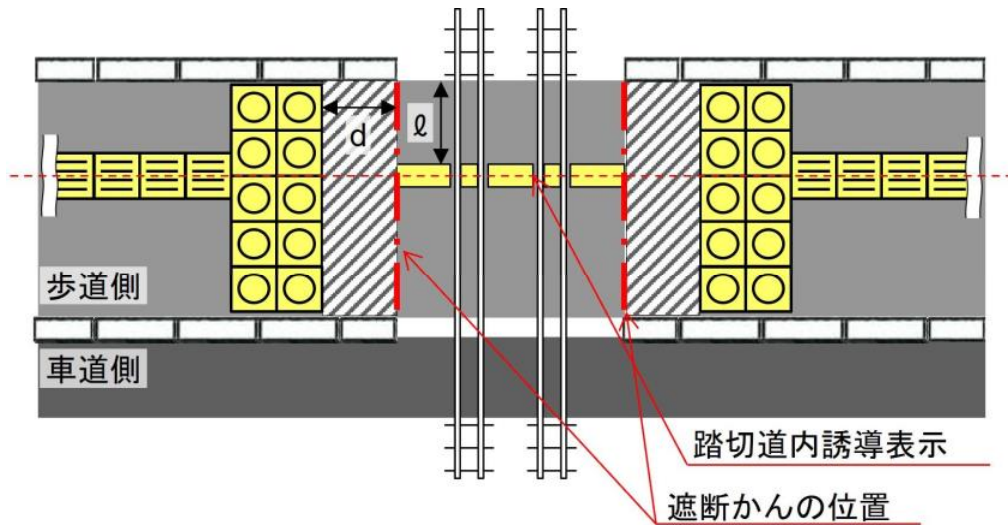
- ℓ : 60cm 程度以上（ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）
- b : 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ（概ね 2～3 枚程度）
- d : 50cm 程度

（踏切道内誘導表示の構造）



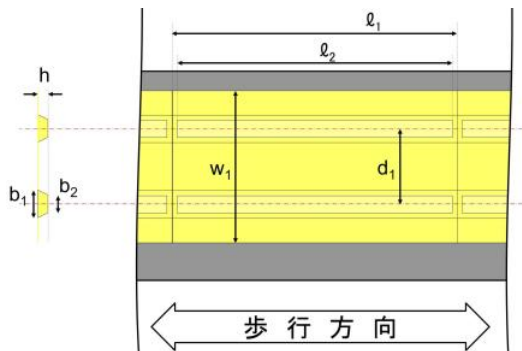
記号	項目	寸法(mm)
ℓ_1	線状突起の底面長	$\ell_2 + 10$
ℓ_2	線状突起の上面長	270 以上
ℓ_3	点状突起の中心間距離 (歩行方向)	75
w_1	着色範囲(黄色)	75
w_2	着色範囲(白)	320
d_1	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
d_2	点状突起の中心間距離 (歩行方向の直角方向)	26
a_1	点状突起の底面径	23
a_2	点状突起の上面径	6
b_1	線状突起の底面幅	$b_2 + 10$
b_2	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

② 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等
(設置方法) (歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が概ね 2m 未満の場合)



l : 60cm 程度以上 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。)
 d : 50cm 程度

(踏切道内誘導表示の構造)



記号	項目	寸法 (mm)
l_1	線状突起の底面長	$l_2 + 10$
l_2	線状突起の上面長	270 以上
w_1	着色範囲 (黄色)	150 以上
d_1	線状突起の中心間距離	75
b_1	線状突起の底面幅	$b_2 + 10$
b_2	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

③ 設置にあたっての注意点

1. 踏切道手前部の点状ブロックは、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置する。
2. 視覚障害者が踏切道内誘導表示を確実に捉えるため、踏切道手前部に設置する線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するよう設置する。
3. 「②の歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等」は、踏切道内誘導表示が①に示す構造よりも狭くなるため、踏切道手前部に設置する線状ブロックの幅を 1 列とするなど、視覚障害者がより確実に踏切道内誘導表示を捉えられるよう配慮する。
4. 令和 5 年 9 月に実施した評価実験では、踏切道手前部の点状ブロックと踏切道内誘導表示を連続的に設置した場合に、踏切の出入りの認識性の評価が低い結果となったことから、50cm 程度の適切な隙間を取る必要がある。なお、踏切道内にいるか外にいるか分からなくなった場合、視覚障害者の歩行訓練において遮断かんの真下に避難するよう指導することがあるが、遮断かんの外には 50cm 程度の隙間があり、踏切道内には誘導表示があることで、遮断かんの外を認識できるようになる。
5. 「①の標準的な設置方法等」について、踏切道内誘導表示の構造は、エスコートゾーンの点状横線を構成する突起体列の両横に線状ブロックの 1 本を設置した構造としているが、線状

ブロックと点状横線を構成する突起体列の離隔が小さい場合、エスコートゾーンと混同しやすいことから、適切な離隔を確保する必要がある。

6. 令和5年10月に実施した評価実験では、視覚障害者の通行しやすさの観点からは踏切道内誘導表示の幅は広い方が望ましい一方、車椅子使用者の通行しやすさの観点からは狭い方が望ましい結果となった。特に歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い踏切道であって、車椅子使用者が踏切道内誘導表示を回避して通行することが困難と考えられる場合、①に代えて②に示す設置方法等を標準とすることができる。
7. 踏切道内誘導表示を設置する際には、「鉄道における技術上の基準を定める省令（H13.12）」第20条に定める建築限界を確認の上、設置するものとする。

④ 視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の好ましくない設置方法

特定道路等で視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置時に想定される、好ましくない設置方法を以下に示すので、設置検討時に留意されたい。

- ・踏切道内で踏切道内誘導表示を大きく屈曲させる

⇒誘導方向を屈曲させる必要がある場合、踏切道の外で屈曲させる検討を行うべきである。やむを得ず踏切道内誘導表示を屈曲させる場合であっても、参考 2-7-6 の【屈折部の設置例】を参考に、大きな屈曲を避けるべきである。

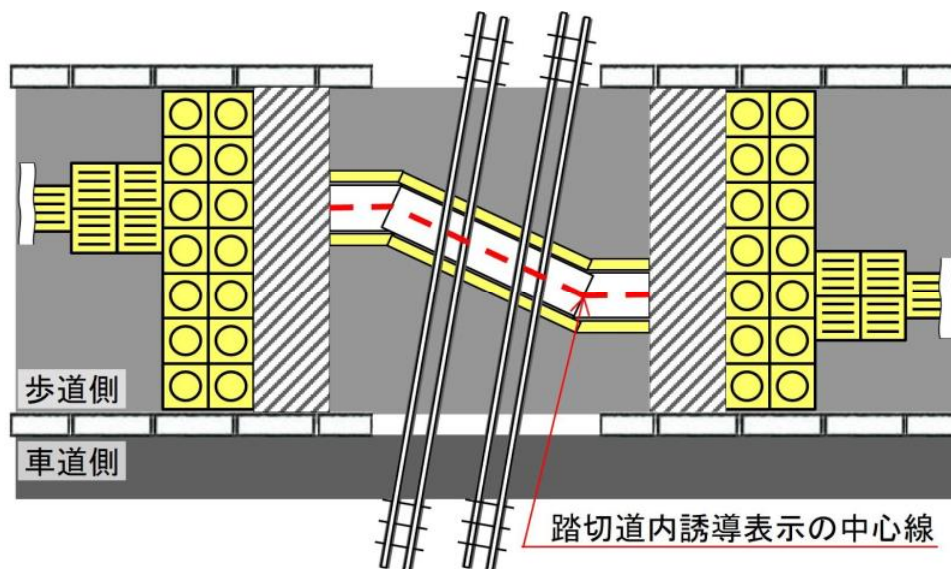


図 2-7-19 踏切道内で踏切道内誘導表示を屈曲させる設置方法

- ・踏切道手前部に設置する線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が一致しない
⇒中心線を一致させるために、踏切道手前部の線状ブロックの設置位置を修正するなどの対応をするべきである。

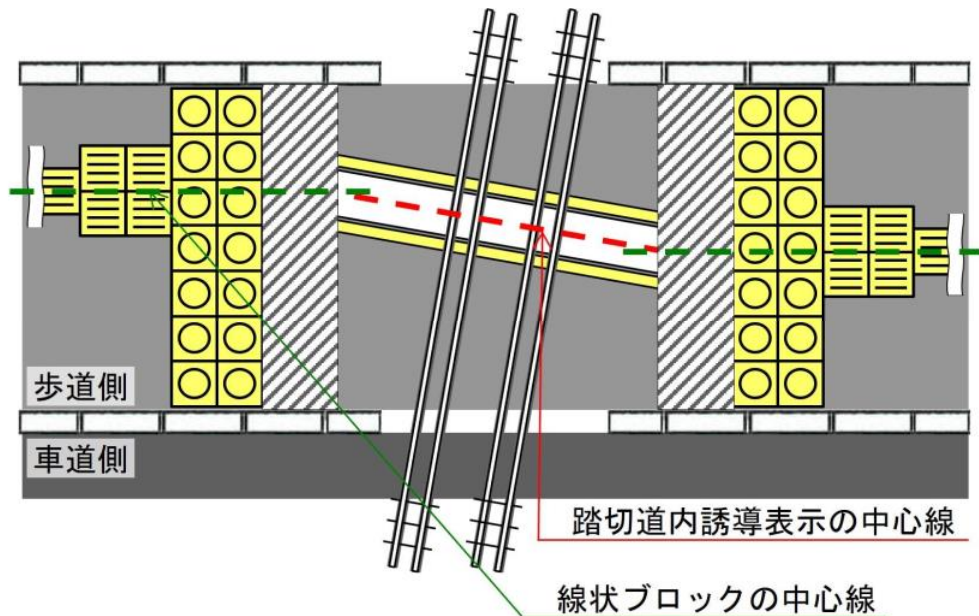


図 2-7-20 踏切道手前部に設置する線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が一致しない

- ・単路部に設置する線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が一致しない
⇒踏切道内誘導表示の踏切道端部からの距離は 60cm 程度以上であれば問題なく、60cm 以外の距離とすることは可能である。特に歩道等又は自転車歩行者専用道路等の単路部から連続して既設の線状ブロックがある場合、踏切道内誘導表示を踏切道端部から 60cm の距離に設置すると、これらの中心線が一致なくなる場合がある。踏切道内誘導表示の設置場所は、踏切道端部から 60cm に拘らず視覚障害者の安全かつ円滑な移動を考慮して設置方法を検討する必要がある。

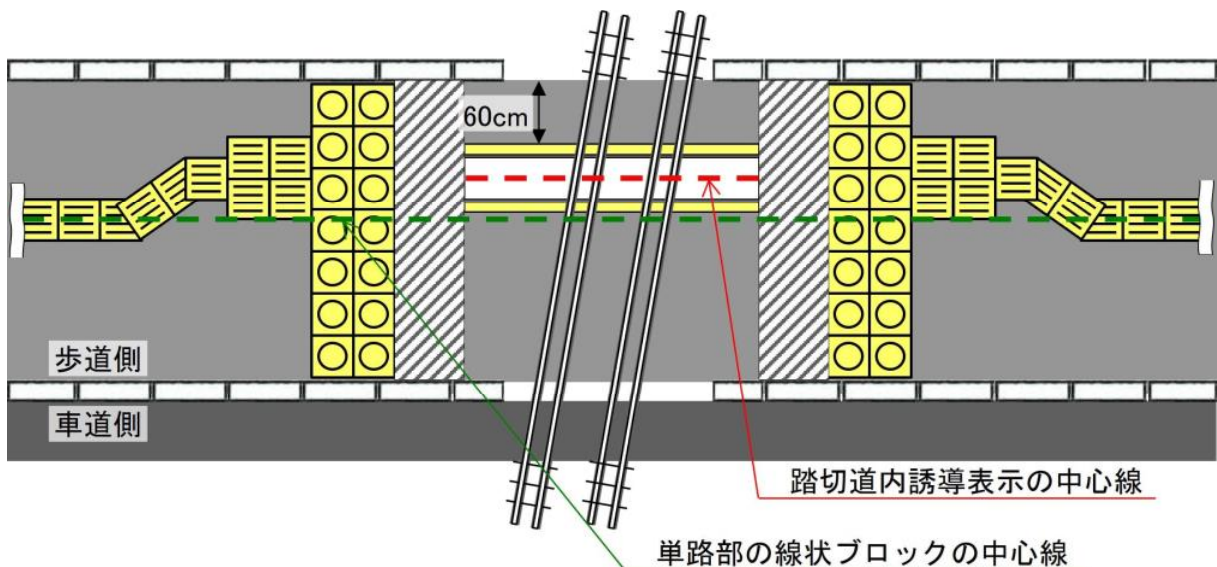
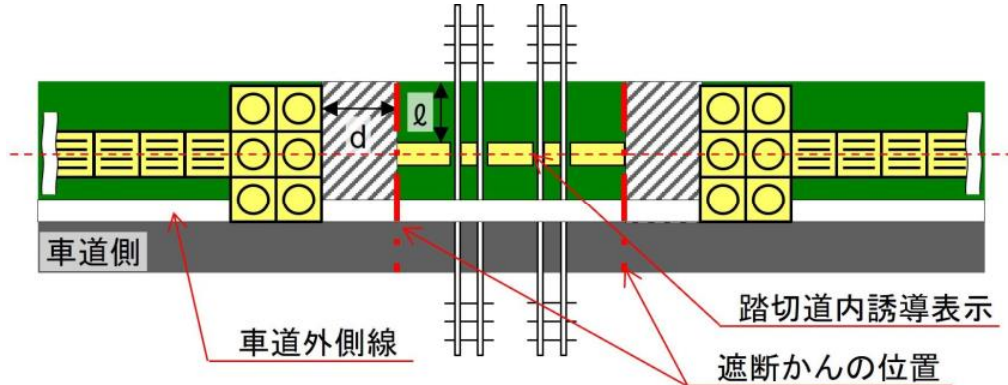


図 2-7-21 全体の動線が不適切となった事例

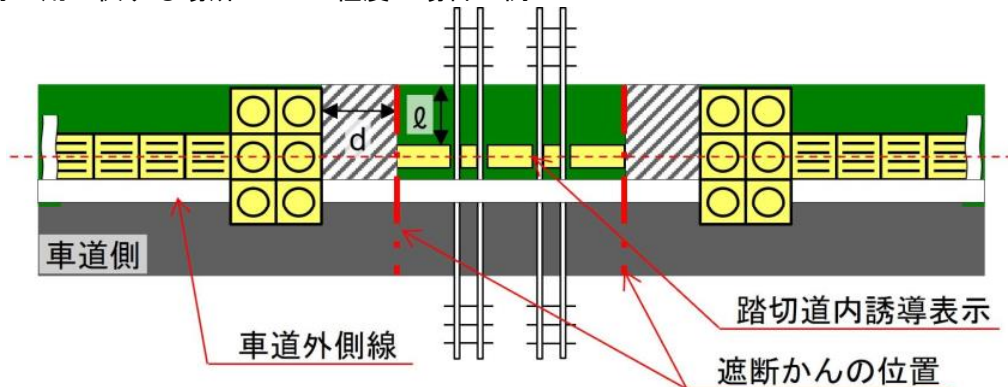
【コラム】歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策について

歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合においては、踏切道端部より 30cm 程度の離隔を確保し、参考 2-7-12 の②に示す設置方法に準じ、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示を設置することが望ましい。また、歩行空間明確化のため、合わせて車道外側線の設置やカラー舗装を実施することが望ましい。なお、車道外側線は、歩行者通行空間の幅員が 75cm 程度未満の場合、前後道路や現状の踏切道での対策状況に応じて設置の検討をするものとする。なお、車道外側線を設置しない場合や現地の状況から歩車道混在のまま視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示を設置する場合等は、カラー舗装等に加え、車両への注意喚起看板を設置し、歩行者へ注意喚起することが望ましい。

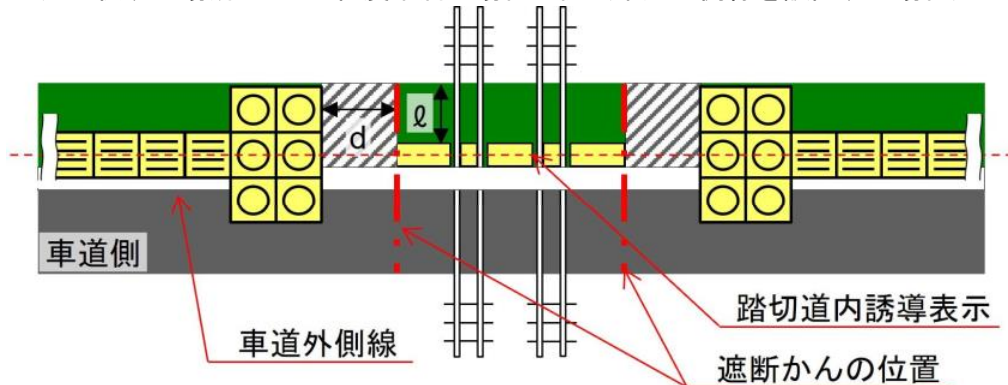
○歩行の用に供する場所が 90cm 程度の場合の例



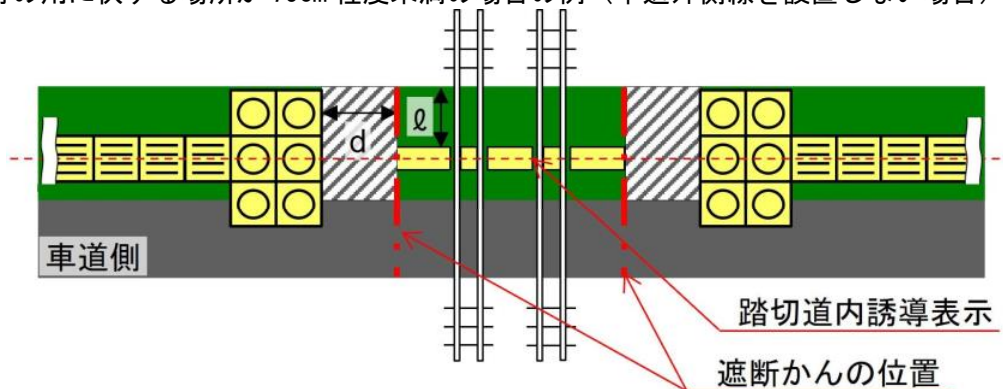
○歩行の用に供する場所が 75cm 程度の場合の例



○歩行の用に供する場所が 75cm 程度未満の場合の例（車道外側線を設置する場合）



○歩行の用に供する場所が75cm程度未満の場合の例（車道外側線を設置しない場合）



ℓ : 30cm 程度（ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）

d : 50cm 程度

（ゴムチップ舗装（ゴムチップを含むシート状の材料等を含む。）とすることが望ましい。）また、ゴムの色については黒を標準とし、他の色にする場合は、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示との輝度比を確保する。前後の歩道等の路面を緑に舗装する場合は、黒が望ましい。



写真 2-7-16 視覚障害者誘導用ブロックを車道上に設置した事例
（令和6年1月の本ガイドライン改定前に設置した事例）

参考 2-7-13 踏切道等における視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置方法及び構造に関する評価実験の概要

1. 実験の目的

踏切道での視覚障害者誘導方法のうち、踏切道に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等（以下、誘導表示等とする。）」の構造は、各地で様々な構造の設置事例がある。

視覚障害者の「踏切手前部の誘導方法」と「踏切道内の誘導方法」のあり方を探ることを目的に、「踏切道等における視覚障害者誘導対策 WG」における議論及び判断を踏まえながら、国土技術政策総合研究所により評価実験を実施した。評価実験では、複数パターンの誘導表示等を視覚障害者に通行体験をしてもらい、①認識性（踏切に入ったこと、出たことの分かりやすさ）、②識別性（横断歩道や歩道との違いの分かりやすさ）、③直進性（誘導表示等による通行しやすさ）等について比較評価を実施した。

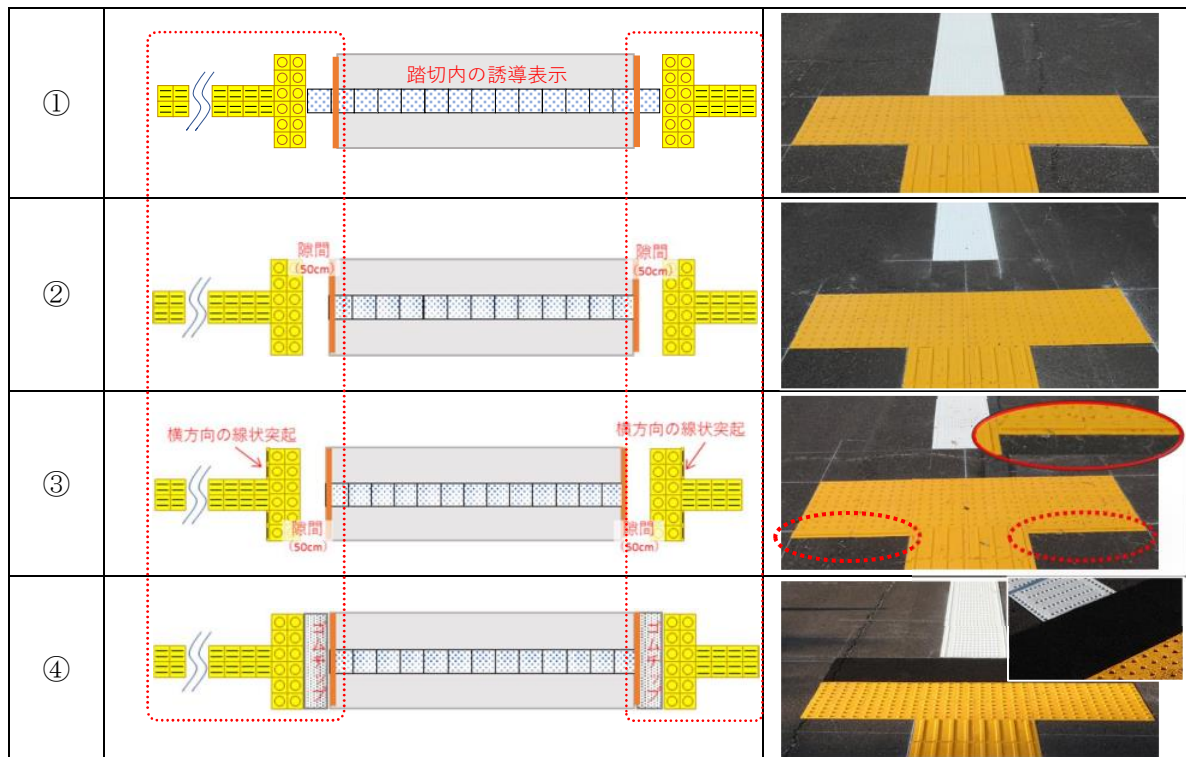
また、車椅子使用者にも通行体験をしてもらい、誘導表示等の通行しにくさや危険性について、評価を実施した。

2. 実験の概要

実験は、本実験で検証する誘導表示等のパターンを選定するための予備実験、本実験、本実験で選定した誘導表示等の最終確認実験を実施した。





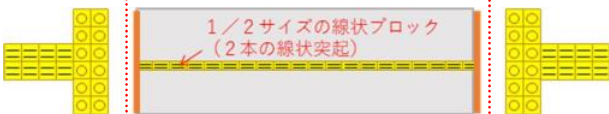



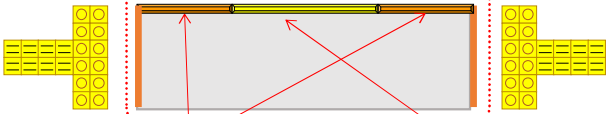
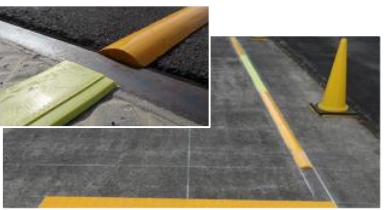
表 2-7-3 予備実験の概要

実験場所	国土交通省 国土技術政策総合研究所 敷地内
実験時期	令和5年9月21日
実験参加者	視覚障害者4名（全盲：2名、弱視（ロービジョン）者：2名）
実験内容	・「踏切道手前部の誘導方法」（4パターン）（図 2-7-22）と「踏切内の誘導方法」（5パターン）（図 2-7-23）の通行体験を行い、「踏切に入ったこと、出たことの分かりやすさ（認識性）」、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」、「横断歩道や歩道との違いの分かりやすさ（識別性）」等について、5段階で評価



パターン①～④は、主として踏切に入ったこと、出たことの分かりやすさ（認識性）を評価するために設定したものであり、①と②の比較により点状ブロックと誘導表示等の間における隙間の必要性を評価し、③と④は形状や素材の工夫による効果を評価するものである。③には駅のホームと同様に内方線（横方向の線状突起）を設け、④には踏切内外の境界部となる隙間に弾性素材（ゴムチップ舗装）を敷設している。

図 2-7-22 「踏切道手前部の誘導方法」の誘導表示等のパターン

⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		

かまぼこ形の誘導物 (幅：100mm, 高さ：20mm) 台形の突起 (幅：100mm, 高さ：視覚障害者用誘導ブロックと同じ)

パターン⑤～⑨は、主として横断歩道や歩道との違いの分かりやすさ（識別性）、誘導表示等による通行しやすさ（直進性）を評価するために設定したものである。⑤は比較用として横断歩道のエスコートゾーンと同様の構造としており、⑥～⑨は⑤との差異化を図っている。⑥には実績のある横断歩道のエスコートゾーンと同様の構造の線路側に誘導ラインを付加し、⑦と⑧は誘導用の線状突起のみの構造とし、車椅子使用者の通行幅にも配慮している。⑦と⑧の線状突起には2本と1本の違いを設けている。⑨は誘導目的とは異なるものの、白杖の感触で道路の端部を明示することを目的としている。

図 2-7-23 「踏切内の誘導方法」の誘導表示等のパターン
(写真は左側が車道、右側が線路と想定)



写真 2-7-17 予備実験（踏切手前部）の誘導表示等の敷設状況



写真 2-7-18 予備実験（踏切内）の誘導表示等の敷設状況

表 2-7-4 本実験の概要

実験場所	東鉄工業株式会社 東鉄総合研修センター
実験時期	令和5年10月3～5日
実験参加者	視覚障害者9名（全盲：9名）うち、盲導犬使用者1名 車椅子使用者3名（手動：1名、簡易電動：1名、電動：1名）
実験内容	<p>「踏切道手前部の誘導方法」と「踏切内の誘導方法」を一連とした4パターン（図 2-7-24）の通行体験をしてもらい、「踏切に入ったこと、出たこと」の分かりやすさ（認識性）、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」、「誘導表示等の見つけやすさ」、「横断歩道や歩道との違いの分かりやすさ（識別性）」等について、5段階で評価（予告なしに警報器と遮断かんが作動したときの通行体験をしてもらい、踏切内外の識別性の評価も行う）</p>

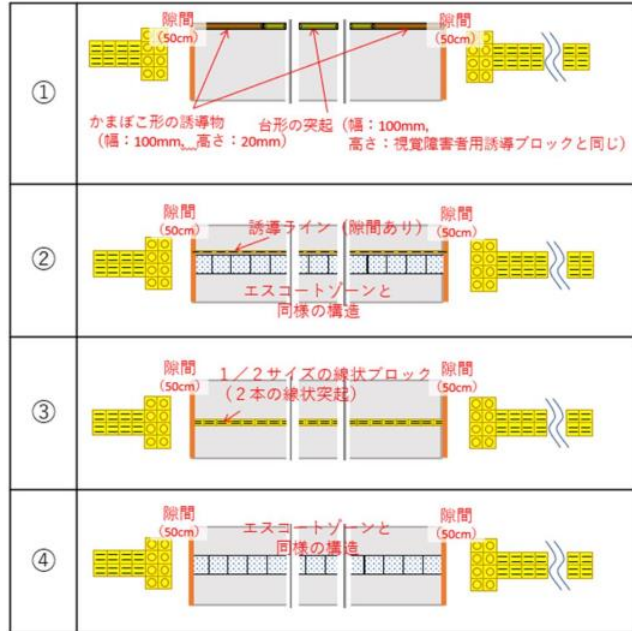


図 2-7-24 本実験の誘導表示等のパターン



写真 2-7-19 本実験の誘導表示等の敷設状況

表 2-7-5 最終確認実験の概要

実験場所	東鉄工業株式会社 東鉄総合研修センター	
実験時期	令和5年10月12日	
実験参加者	視覚障害者6名（全盲：3名、弱視（ロービジョン）者：3名） 車椅子使用者3名（手動：2名、簡易電動：1名）	
実験内容	<p>本実験で選定した2パターン（図2-7-25）について評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本実験のパターン②の誘導ラインを両側に設置するように改良したパターン（②改）において、誘導ラインを両側に設置するのか、左右どちらに設置するのか再評価を実施 本実験のパターン③を、道路と斜めに交差するよう踏切道に設置したパターン（③斜め）において、レールにより誘導表示等が敷設できない隙間が広がることで、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」に影響があるかの評価を実施 	<p>②改</p> <p>③斜め</p>

図 2-7-25 最終確認実験の誘導表示等のパターン



写真 2-7-20 最終確認実験の誘導表示等の敷

3. 実験結果

(ア) 予備実験（「踏切道手前部の誘導方法」と「踏切内の誘導方法」の評価）

- 踏切道手前部の横方向の線状突起を手がかりに踏切の出入りを認識している実験参加者はいなかったため、横方向の線状突起の有効性は低い。
- 視覚障害者は、踏切の出入りの分かりやすさ（認識性）については、踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示の隙間がなく連続的に設置しているパターン①の評

価が低く、隙間をあけているパターン②及び③や、隙間の舗装素材をゴムチップにしているパターン④の評価が高い。

- ・ 踏切内の誘導表示等のパターン⑧（1/4サイズの線状ブロック（1本の線状突起））は、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」や「誘導表示等の見つけやすさ」などの評価が特に低い。
- ・ 踏切内の誘導表示等のパターン⑤（エスコートゾーンと同様の構造）は、「歩道や横断歩道との違いの分かりやすさ（識別性）」の評価が低い。

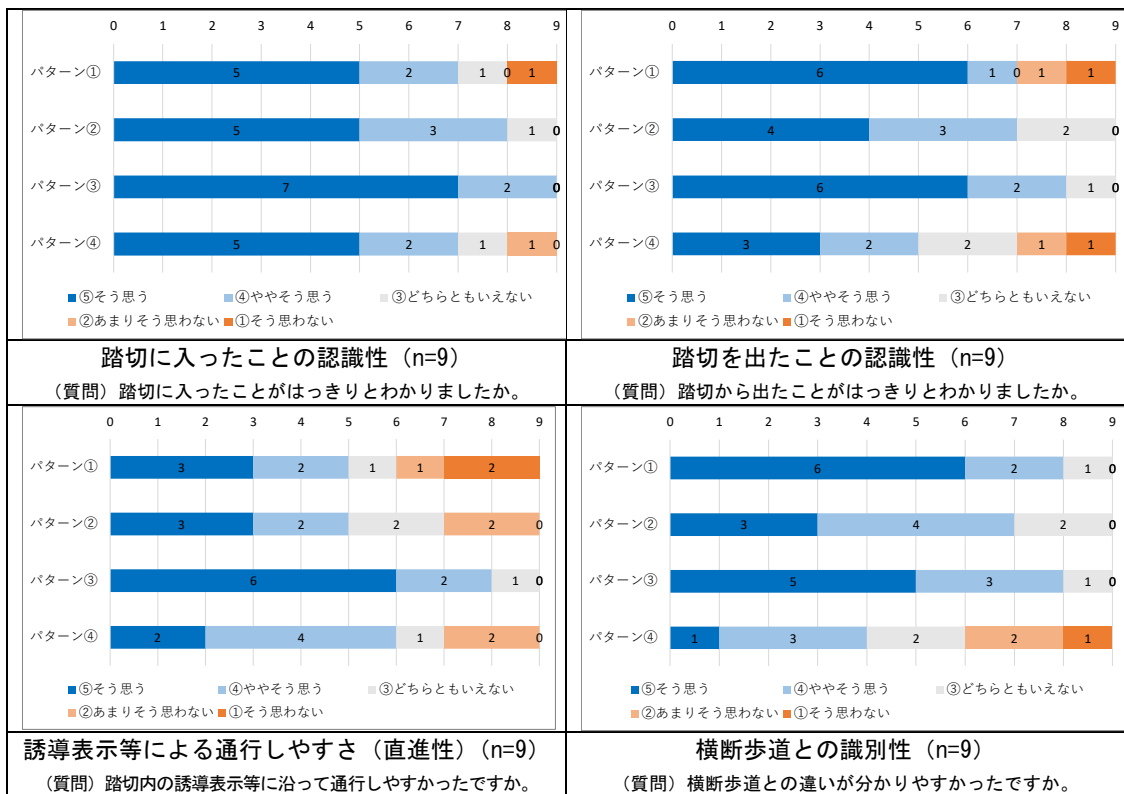
以上の結果を踏まえ、本実験では、踏切道手前部には横方向の線状突起は設置せず、線状ブロックと点状ブロックのみを設置し、点状ブロックと誘導表示等の隙間をあけ（パターン②）、踏切内にはパターン⑧を除く、⑤、⑥、⑦、⑨を敷設した4パターンを比較評価することとした。

- ※ パターン⑤は、他のパターンとの比較を目的として本実験でも採用する
- ※ ゴムチップを設置したパターン④の評価が高かったことから、本実験での再評価は不要と判断した

(イ) 本実験 (図 2-7-26)

○視覚障害者の評価

- ・ パターン①は、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」の評価が低い。また、踏切端に設置している誘導表示等を白杖ではなく足で踏む実験参加者が多く、線路側へ転落しそうな場面があった。
- ・ パターン②、③は、どの評価においても、比較用に設置したパターン④（エスコートゾーンと同様の構造）より評価が高い傾向であった。
- ・ 警報器と遮断かんが作動したときに、全てのパターンにおいて、踏切の内外を誤認して行動する視覚障害者はいなかった。
- ・ パターン②の誘導ラインの位置については、線路側、車道側、両側への設置要望があった。



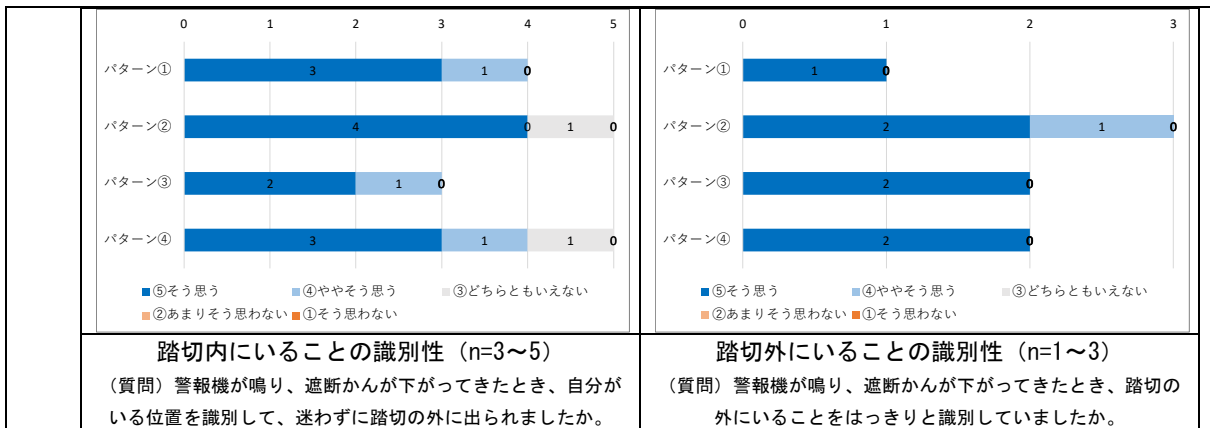


図 2-7-26 視覚障害者の評価結果

○車椅子使用者の評価

- ・パターン③は、線状ブロックにより、車椅子の車輪がとられ、進行方向がずれることを懸念する意見があった。
- ・パターン②は、通行時に振動があり身体に負担となる、振動はあるがゆっくり通行すればよいとの意見があった。

以上の結果を踏まえ、視覚障害者の評価の高かったパターン②、パターン③について、最終確認実験を実施することとした。

パターン②については、視覚障害者の意見を踏まえ、誘導ラインを両側に設置して、誘導ラインを両側に設置するのか、左右どちらに設置するのかを再評価することとした。また、車椅子使用者の意見を踏まえ、ゆっくり通行したときの振動による支障を評価することとした。なお、誘導ラインを両側に設置することにより、誘導表示等の幅が広がらないよう、誘導ラインと同じ役割と考えられるエスコートゾーンの点状縦線を除いた構造とした。

また、パターン③は、道路と斜めに交差する踏切において、レールにより誘導表示等が敷設できない隙間が広がることで、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」に影響があるかを評価することとした。また、車椅子使用者が、2本の線状突起を跨いで通行することの危険性を評価することとした。

(ウ) 最終確認実験

○視覚障害者の評価

- ・パターン②を改良し、エスコートゾーンの幅を狭くし、誘導ラインをエスコートゾーンの両側に設置したパターン（以下、パターン②改）では、視覚障害者の半数以上が、「両側に設置した方がよい」との意見であった。
- ・パターン②改は、「踏切に入ったこと、出たこと分かりやすさ（認識性）」、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」、「誘導表示等の見つけやすさ」についても、低い評価はほとんどなかった。
- ・パターン③は、踏切道に沿って斜めに設置することで、レールにより誘導表示等が敷設できない隙間が広がることについて、特に問題ないと評価する意見が多かった。一方で、斜めに設置する場合、踏切手前部の点状ブロックが階段状に設置され、点状ブロックと踏切内の誘導表示との隙間が広がる部分があることで（写真 2-7-21）、方向定位がしづらいつとの意見があった。

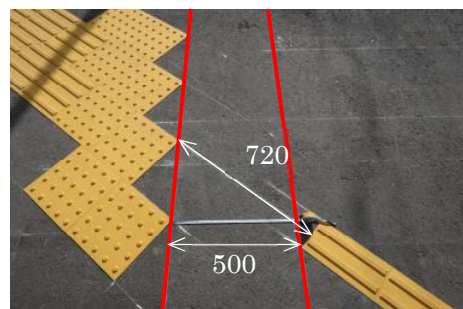


写真 2-7-21 踏切道手前部の点状ブロックと誘導表示等の隙間

○車椅子使用者の評価

- ・パターン②改は、ゆっくり通行することの支障に関しては、3名とも支障なしとの意見であったものの、誘導表示等による振動に関しては、やや気になるとの意見があった。
- ・パターン③は、「通行のしにくさ」や「通行の危険性」を感じるとの評価はなかった。「跨いで通行したときの危険性（誘導表示等がない場合と比較して危険と感じるか）」はやや気になるとの評価が1名からあったものの、特段のコメントはなかった。

4. 実験結果のまとめ

実験結果を整理すると以下のとおりである。

○踏切道手前部について

- ・視覚障害者は、踏切の出入りの分かりやすさ（認識性）については、踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示との隙間をあけているパターンの評価が比較的高かった。
- ・踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示との隙間の舗装素材をゴムチップにしているパターンが、最も評価が高かった。

○パターン②改について

- ・視覚障害者は、「踏切に入ったこと、出たことの分かりやすさ（認識性）」、「誘導表示等による通行しやすさ（直進性）」、「誘導表示等の見つけやすさ」等で高評価であり、探しやすさの観点から、両側に誘導ラインを設置したほうがよいとの意見が多い。
- ・車椅子使用者は、ゆっくり通行することは支障なしとの意見であったものの、誘導表示等による振動に関しては、気になるとの意見があった。

○パターン③について

- ・視覚障害者は、踏切に対して斜めに誘導表示等を設置することで、レールにより誘導表示等が敷設できない隙間が広くなることについて、特に問題ないと評価する意見が多かった。一方で、斜めに設置する場合、踏切手前部の点状ブロックが階段状に設置され、点状ブロックと踏切内の誘導表示との隙間が広くなる部分があることで、方向定位がしづらいとの意見があった。
- ・車椅子使用者は、誘導表示等を跨げるため、「通行のしにくさ」や「通行の危険性」を感じるとの評価はなかった。

5. 実験結果を受けた留意点

- ・視覚障害者のうち特に全盲の方は、横断歩道と踏切の識別が難しいため、誘導表示等を設置する場合は、事前の周知が重要である。
- ・道路と斜めに交差する踏切は、垂直に交差する踏切に比べ、踏切道手前部の点状ブロックと踏切内の誘導表示等の隙間が広くなることにより方向定位がしづらいことに留意する。
- ・視覚障害者、車椅子使用者ともに、線路へ逸脱することを恐怖に感じるとの意見が多く、誘導表示等の設置と併せて、線路への逸脱を防止する対策を検討する必要がある。

【コラム】踏切道内誘導表示の施工方法について

踏切道内誘導表示の現地施工においては、歩行者の安全な通行や鉄道車両の安全な走行のため、すぐに剥がれることがないように路面にしっかりと密着させる必要がある。現状の踏切道の路面は、アスファルト、コンクリート、ゴム、木材等さまざまな材質となっているため、踏切道内誘導表示の路面との確実な接着のため、材質を考慮した接着剤の選定に留意することが必要である。

<事例>

奈良県大和郡山市の踏切道において、合成ゴム製連続踏切板箇所については、従来のアスファルト舗装用接着剤だけでは付着が悪かったため、事前に接着効果を高めるシリコン系プライマーを踏切板に塗布した。

(誘導表示と接着剤の付着及び踏切路面材と接着剤の付着の双方へ留意した施工が必要。)

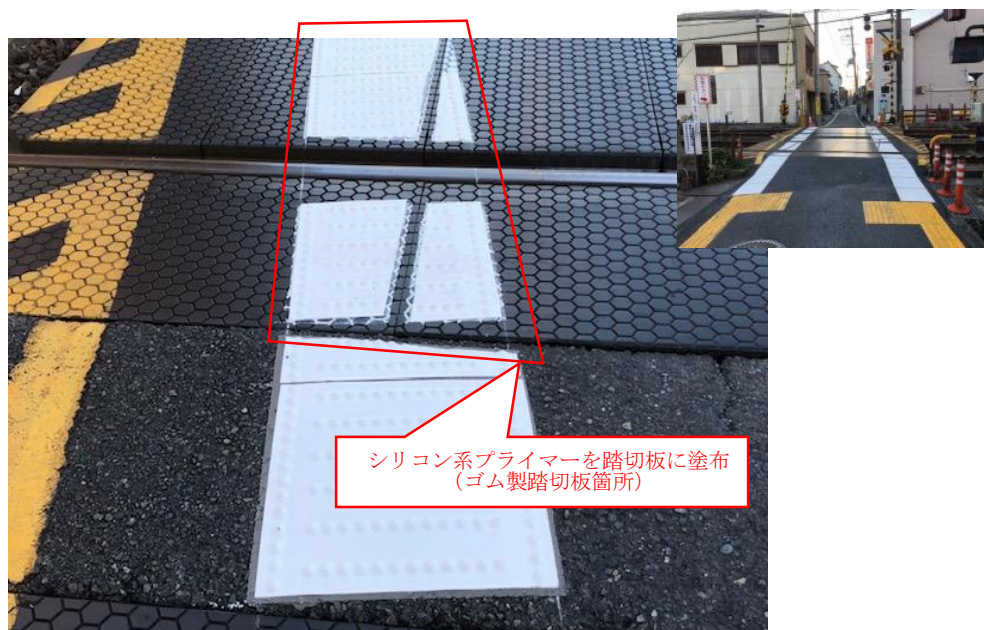


写真 2-7-22 ゴム製踏切板に誘導表示を設置した事例

参考 2-7-14 歩行者通行空間の確保及び路面等

1) 歩道等の拡幅やカラー舗装による歩車道分離の事例

歩道等がない又は歩行空間の幅員が狭い踏切道において、歩道等の設置や拡幅をすることで安全な通行に寄与することができる。歩行空間の明確化及び車両への注意喚起のため、歩行者が通行する場所へのカラー舗装及び車道外側線の設置を行うことが望ましい。なお、カラー舗装は緑を標準とし、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示との輝度比を確保することが必要である。



写真 2-7-23 踏切拡幅（歩道新設）の事例



写真 2-7-24 カラー舗装を導入した事例

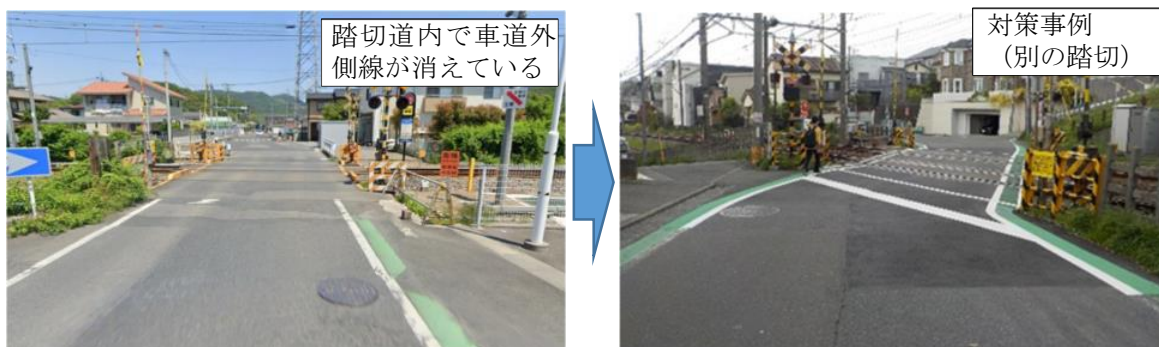


写真 2-7-25 車道外側線を設置した事例

2) 踏切手前の注意喚起の看板等の設置イメージ

歩道等がない又は有効幅員が狭い場合など、車両との錯綜を考慮し、看板等を設置することで、車両に対し、歩行者への注意喚起を行うことが望ましい。



写真 2-7-26 車両への注意喚起看板等の設置イメージ

3) 点状ブロックと遮断かん手前部のゴムチップ舗装について

令和5年9月に実施した評価実験では、踏切道手前部に設ける視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面をゴムチップ舗装とすることで、踏切道の認識性を高めることがわかった。踏切道の注意喚起をより明確にするために、視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面をゴムチップ舗装（ゴムチップを含むシート状の材料等を含む。）とすることが望ましい。



写真 2-7-27 評価実験で実施したゴムチップ舗装

【コラム】 特定道路等における踏切道内誘導表示設置以外の対策事例

特定道路等におけるバリアフリー化において、踏切道内誘導表示設置以外の対策事例を以下に示すので、対策立案において参考とされたい。

- ・エレベーター付き立体横断施設を整備し、立体横断施設へ視覚障害者誘導用ブロックで誘導している事例

視覚障害者誘導用ブロックで、踏切道ではなく、立体横断施設のエレベーターへ誘導し、安全な通行を確保



写真 2-7-28 踏切道手前部及び踏切道

【コラム】音による踏切道の案内

「踏切道等における視覚障害者誘導対策 WG」では、視覚障害者誘導用ブロックや踏切道内誘導表示だけでなく、より明確に位置を把握する手段として「音」による案内を導入してみてもどうかという意見が多数あった。

そのため、より望ましい踏切道のバリアフリー対策へ向けた対応策として、音による案内の効果についての実証実験を、民間2社の協力を得て実施した。その結果から得られた知見及び対応策の提案イメージについて紹介する。

① 音による案内の実験概要

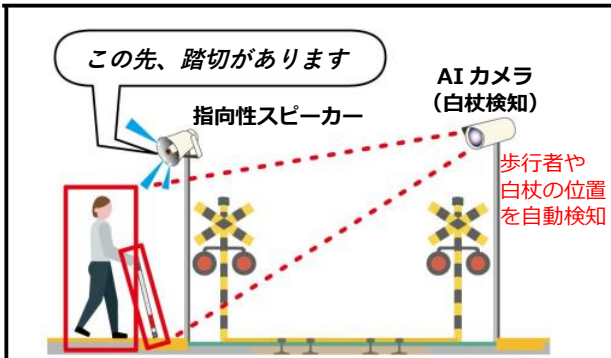


図 2-7-27 AI 検知による音声案内 (A 社)

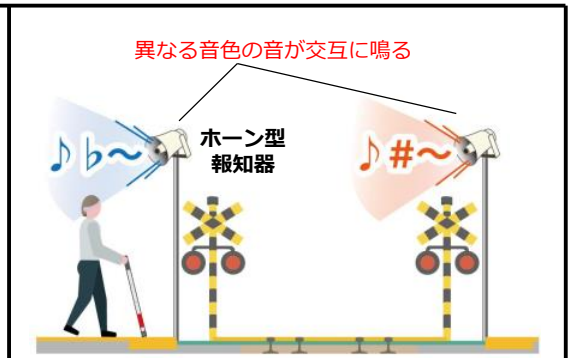


図 2-7-28 出入口両側での音響案内 (B 社)

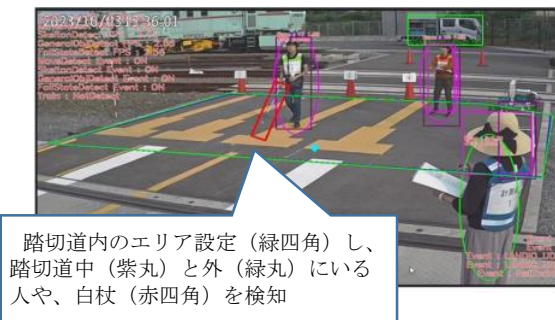


写真 2-7-29 実験状況 (A 社)



写真 2-7-30 実験状況 (B 社)

(概要)

- ・「車」「人」の高精度な検知と高速処理を行う AI 検知 (低照度カメラ+AI 処理部) と指向性スピーカーを組み合わせ、白杖の位置を自動検知し、人の声による音声アナウンスを流す。高精度な位置検知により、踏切道内外のどの位置にいるかでアナウンス内容を変えることが可能。
- ・危険な滞留を検知した場合、特殊信号発光機と連動による運転士への発報も可能。
- ・LTE 通信によるクラウド経由での指令所への通知やヒヤリハット事象の蓄積も可能。

(参加者のご意見)

- ・踏切道があることが分かりやすい。
- ・人の声だったので注意が向く。また、安心して聞くことができた。

(概要)

- ・踏切道入り口部と出口部の 2 箇所に線路と並行した向きにホーン型報知器を設置し、踏切道両側で異なる音色のチャイム音を交互に鳴らすことにより、踏切通行時に自分がいる位置の特定を助ける。

(参加者のご意見)

- ・踏切道の存在が把握できる。踏切道入口・出口・内外のどこにいるか明瞭に分かる。
- ・2 つの音の高低の違いと交互の鳴き交わりによって踏切道の内外が認識できた。
- ・音が来る方向性を強く認識でき、方向性を示すという点では視覚障害者誘導用ブロックや踏切道内誘導表示より優位である。

<p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流れるアナウンスの内容は工夫が必要。 ・ 周囲の環境音で聞こえにくい可能性があるため視覚障害者誘導用ブロックや踏切道内誘導表示との併用が望ましい。 	<p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音色等は遮断警告音との明確に区別できるものとする必要がある。(音源からの距離・方向・音圧、好ましい音色の選択等) ・ 視覚障害者誘導用ブロックや踏切道内誘導表示との併用が望ましい。
--	---

② 両社の音による案内装置を融合した提案

A社のAI検知による歩行者や白杖の踏切道前後及び踏切道内における位置の検知技術と、B社の入口部・出口部で異なる音色を交互に流す音技術の両方のメリットを融合した、より望ましい視覚障害者への音による案内装置のイメージを以下に提案する。

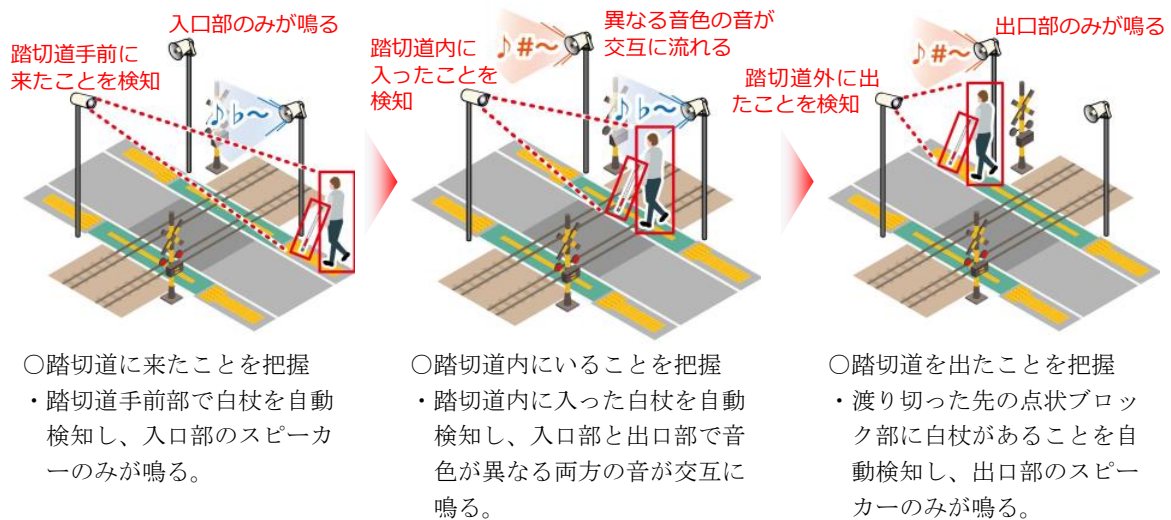


図 2-7-29 両社の音による案内装置を融合した提案イメージ

今後の技術の進展に伴い、踏切道においてバリアフリー対策を行う際には、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置と合わせて、今回の音実験から得られた知見を踏まえた「音による案内誘導装置」について、視覚障害者や沿線住民等の意見を踏まえたうえで導入することが望まれる。

※音による案内装置の設置については、『バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編』の以下の章を参考にする。

参考 2-2-24：音声案内に関する配慮、

参考 2-2-28：音案内を行う際の基礎知識、

参考 2-2-29：移動支援用音案内（非音声及び音声案内）に関する計画の考え方

【コラム】踏切道におけるバリアフリー対策について

踏切道は、これまでも改良対策を進め、踏切道の数や事故件数は着実に減少してきているものの、踏切事故は約2日に1件発生し、死亡事故のうち約5割は高齢者である。

このような状況のなか、令和3年3月31日に踏切道改良促進法が改正され、鉄道と特定道路が交差する場合における踏切道であって移動等円滑化の促進の必要性が特に高いと認められるものを新たに改良すべき踏切道の指定の対象と位置付けることとした。

移動等円滑化要対策踏切に指定された場合、道路移動等円滑化基準に適合するように歩道の拡幅など踏切道を改良することが必要となる。

高齢者・障害者等が連続して移動できるように、周辺環境を踏まえ、交差する特定道路等や地域ニーズのある道路（視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館）等の障害者施設近隣など）と一体的に対策を行うことが必要であり、踏切道のバリアフリー化にあたっては道路管理者と鉄道事業者が連携して取り組むことが重要である。

なお、高齢者等の踏切安全対策については、「高齢者等による踏切事故防止対策検討会」において、平成27年10月7日にとりまとめが公表されている。

車椅子の車輪の引っかかりによる転倒等を防止し、安全かつ円滑な通行を実現するため、さらなる対策の検討が必要である。

以下に、鉄道事業者による対策例を示す。

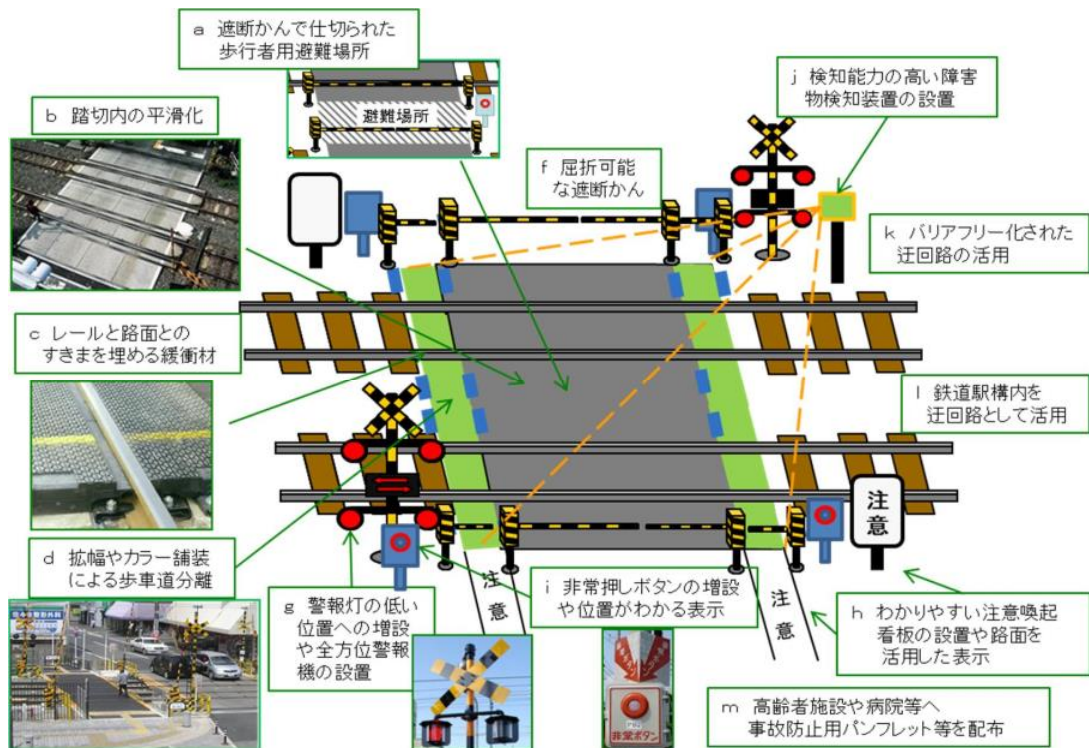


図 2-7-30 踏切における高齢者等の安全対策イメージ

1) 歩道等の拡幅やカラー舗装による歩車道分離

歩行空間の明確化及び車両への注意喚起のため、ブロックやラバーポール等により分離した事例。



写真 2-7-31 ブロック等により分離している例

2) 脱輪防止のブロックやスロープの設置

踏切道端部へのブロックやラバーポールの設置は視覚障害者やハンドル形電動車椅子使用者等の路外逸脱にも有効であり、設置した事例。

踏切道側部への自動車の落輪対策を主としたスロープを、ハンドル形電動車椅子使用者等が路外逸脱や脱輪した場合に、踏切道内へ自力復帰しやすくなる対策として、設置した事例。



写真 2-7-32 踏切道端部のブロック、ラバーポール及び路面標示の設置事例

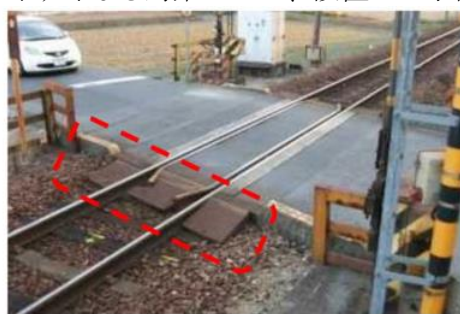


写真 2-7-33 スロープの設置事例

3) レールと路面との隙間（フランジウェーを除く）への踏切ガード防護工の設置

レールと路面との隙間（フランジウェーを除く。以下この項目において同じ。）への白杖の挟まりや車椅子等のひっかかりによる転倒等に配慮して、踏切ガード防護工を設置した事例。

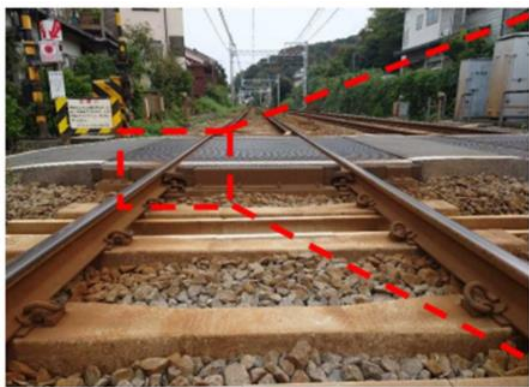


写真 2-7-34 踏切ガード防護工の設置事例

4) 踏切道内の平滑化

踏切道内において、歩行者の足や白杖、車椅子の車輪等のひっかかりによる転倒防止を図るため、不陸の発生を抑制し平滑な状態を保つ対策の事例。



写真 2-7-35 踏切道内の平滑化イメージ

踏切道改良促進法に基づく 法指定に向けた取組方針について

(2) 踏切対策の推進

【参考】道路局 R6概算白パン
踏切関係抜粋

- 踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道を指定し、踏切道改良計画事業補助の活用による計画的かつ集中的な支援により、立体交差化等の対策やバリアフリー対策等の整備を推進します。

【踏切改良対策】

(令和5年8月時点)

＜背景/データ＞

- ・ 緊急に対策検討が必要な踏切(カルテ踏切) 1,336箇所
- ・ 改良すべき踏切道の大臣指定 241箇所

- 踏切道改良協議会の公開による協議プロセスの透明化や「踏切道安全通行カルテ1,336箇所」の公表による対策状況の「見える化」を推進
- 視覚障害者の踏切道内での事故を防止するため、有識者や視覚障害者団体で構成する委員会^{※1}での議論を通じてガイドラインを改定し、特定道路^{※2}上等のバリアフリー対策を推進

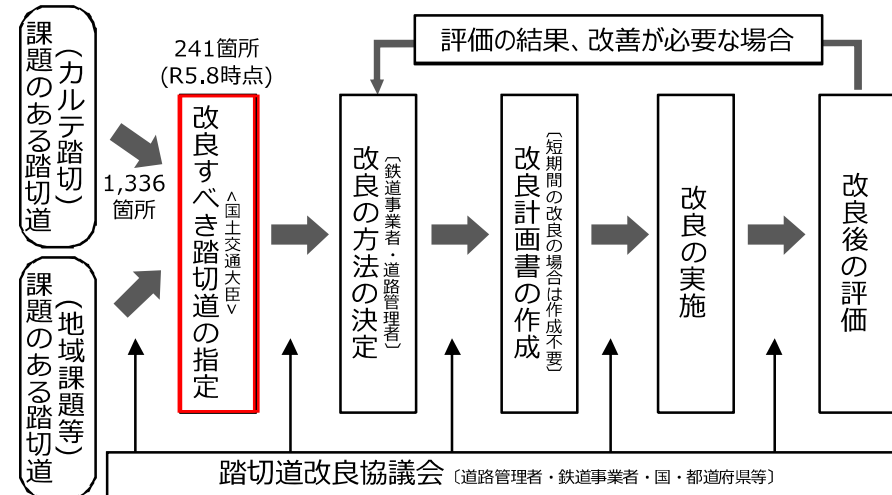
【対策事例】



※1：踏切道等における視覚障害者誘導対策WG

※2：バリアフリー基本構想に位置付けられた生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路

【踏切道改良促進法に基づく対策の流れ】



- ・ 踏切事故件数 (R7) : R2年度比約1割減
- ・ 踏切遮断による損失時間 (H30→R7) : 103 ⇒ 98万人・時/日

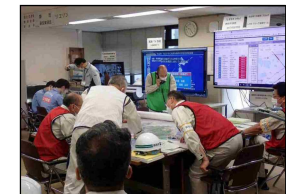
【災害時の対応】

(令和5年8月時点)

＜背景/データ＞

- ・ 災害時管理方法を定める踏切道の大臣指定 469箇所

- 災害時管理方法を定める踏切道の指定により、災害時長時間遮断回避に向け、定期訓練実施等優先開放等の措置を確実に実施する取組を推進



災害時管理方法を定める踏切道の訓練状況

令和6年1月18日
道路局路政課
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改良すべき踏切道 408 箇所を新たに指定し、 踏切道対策を進めます

国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 408 箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切道に加え、1月15日に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた、特定道路上等のバリアフリー対策などについても、改良すべき踏切道として、新たに全国 408 箇所（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

＜問い合わせ先＞	国土交通省 代表	TEL 03-5253-8111
	道路局路政課	課長補佐 上村（内線 37342） （課直通） TEL 03-5253-8479
	都市局街路交通施設課	課長補佐 松岡（内線 32852） （課直通） TEL 03-5253-8417
	鉄道局施設課	課長補佐 勝見（内線 40852） （課直通） TEL 03-5253-8554

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
1	南21号線	北海道恵庭市	北海道旅客鉄道(株)	千歳線	北海道	道道	島松停車場線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
2	陸羽街道	宮城県仙台市青葉区	東日本旅客鉄道(株)	仙山線	仙台市	市道	堤町・青葉町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
3	下小松	宮城県東松島市	東日本旅客鉄道(株)	仙石線	東松島市	市道	矢本中央線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
4	塩釜街道	宮城県宮城郡利府町	東日本旅客鉄道(株)	東北線	宮城県	県道	塩釜吉岡線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
5	太田	山形県新庄市	東日本旅客鉄道(株)	奥羽線	山形県	県道	泉田新庄線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
6	下西山	山形県新庄市	東日本旅客鉄道(株)	陸羽西線	山形県	国道	458号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
7	本郷道	茨城県土浦市	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	土浦市	市道	I 級38号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
8	三ツ谷	茨城県常総市	関東鉄道(株)	常総線	常総市	市道	636	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-	-
9	羽牛田街道	栃木県宇都宮市	東日本旅客鉄道(株)	東北線	宇都宮市	市道	713号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
10	昭和街道	栃木県佐野市	東日本旅客鉄道(株)	両毛線	佐野市	市道	1級2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
11	佐野線第41号	栃木県佐野市	東武鉄道(株)	佐野線	佐野市	市道	1級2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
12	第一上三川街道	栃木県下野市	東日本旅客鉄道(株)	東北線	栃木県	県道	結城石橋線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
13	上毛線第8号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	前橋市	市道	02-311号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-	-
14	第二藤岡街道	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	群馬県	県道	藤岡大胡線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
15	中里街道	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	群馬県	県道	元島名倉賀野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
16	中里街道	群馬県高崎市	日本貨物鉄道(株)	高崎線	群馬県	県道	元島名倉賀野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
17	伊勢崎線第280号	群馬県邑楽郡明和町	東武鉄道(株)	伊勢崎線	群馬県	県道	麦倉川俣停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
18	盆栽	埼玉県さいたま市北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	さいたま市	市道	10360号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
19	上尾街道	埼玉県さいたま市北区	東日本旅客鉄道(株)	川越線	さいたま市	市道	32462号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
20	野田線第7号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	市道	10354号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
21	野田線第18号	埼玉県さいたま市見沼区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	県道	大和田停車場線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
22	野田線第28号	埼玉県さいたま市見沼区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	市道	11486号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
23	浦和県道	埼玉県川越市	東日本旅客鉄道(株)	川越線	埼玉県	県道	川越新座線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
24	所沢街道、東上本線第154号	埼玉県川越市	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)	川越線、東上本線	川越市	市道	0006号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
25	東上本線第173号	埼玉県川越市	東武鉄道(株)	東上本線	埼玉県	県道	川越越生線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
26	南大塚第13号	埼玉県川越市	西武鉄道(株)	新宿線	川越市	市道	0008号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
27	御花畑№2	埼玉県秩父市	秩父鉄道(株)	秩父本線	秩父市	市道	幹線51号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
28	秋津第4号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	1-897号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-	-
29	所沢第3号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	新宿線	所沢市	市道	3-735号線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)	第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)	-	-
30	所沢第4号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	5-67号線	第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)	-	-	-
31	所沢第7号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	5-1号線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)	-	-	-
32	西所沢第1号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	5-307号線	第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)	-	-	-
33	第二深谷街道	埼玉県本庄市	東日本旅客鉄道(株)	八高線	本庄市	市道	1-468号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
34	第二本庄街道	埼玉県本庄市	東日本旅客鉄道(株)	八高線	本庄市	市道	5-826号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
35	秩父街道	埼玉県本庄市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	本庄市	市道	5386号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
36	伊勢崎線第115号	埼玉県春日部市	東武鉄道(株)	伊勢崎線	春日部市	市道	6-125号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
37	伊勢崎線第116号	埼玉県春日部市	東武鉄道(株)	伊勢崎線	春日部市	市道	2-35号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
38	野田線第83号	埼玉県春日部市	東武鉄道(株)	野田線	春日部市	市道	5-39号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
39	第六川越街道	埼玉県桶川市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	桶川市	市道	第4244号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
40	長久保	埼玉県桶川市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	桶川市	市道	第58号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
41	京成八幡第9号	千葉県市川市	京成電鉄(株)	本線	市川市	市道	0223号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
42	松戸2号	千葉県松戸市	新京成電鉄(株)	新京成線	松戸市	市道	6地区254号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
43	松戸3号	千葉県松戸市	新京成電鉄(株)	新京成線	松戸市	市道	主要幹線1級市道31号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
44	第5号の2	千葉県松戸市	流鉄(株)	流山線	松戸市	市道	主要幹線2級市道7号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
45	京成津田沼第2号	千葉県習志野市	京成電鉄(株)	本線	習志野市	市道	00-011号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
46	野田線第258号	千葉県柏市	東武鉄道(株)	野田線	柏市	市道	01123号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
47	野田線第210号	千葉県流山市	東武鉄道(株)	野田線	千葉県	県道	守谷流山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
48	向口	千葉県我孫子市	東日本旅客鉄道(株)	成田線	我孫子市	市道	32-035号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
49	蔵波	千葉県袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道(株)	内房線	袖ヶ浦市	市道	蔵波11号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
50	東開戸	千葉県香取市	東日本旅客鉄道(株)	成田線	香取市	市道	II-76号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
51	神門県道	千葉県長生郡一宮町	東日本旅客鉄道(株)	外房線	千葉県	県道	一宮停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
52	下落合第1号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-1360	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
53	下落合第7号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-1960	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
54	東上野四丁目	東京都台東区	東京地下鉄(株)	銀座線	台東区	区道	下第175号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
55	亀戸線第10号	東京都墨田区	東武鉄道(株)	亀戸線	東京都	都道	王子千住夢の島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
56	下神明1号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	幹線一級5号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
57	荏原中延2号	東京都品川区	東急電鉄(株)	池上線	品川区	区道	IV-117号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
58	奥沢1号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	目黒線	東京都	都道	上馬奥沢線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
59	世田谷1号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	世田谷線(軌)	世田谷区	区道	21-A002号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
60	宮の坂6号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	世田谷線(軌)	世田谷区	区道	21-C421号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
61	新宿1号	東京都渋谷区	小田急電鉄(株)	小田原線	東京都	都道	四谷角筈線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
62	新井薬師前第1号	東京都中野区	西武鉄道(株)	新宿線	中野区	区道	主幹5号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
63	沼袋第1号	東京都中野区	西武鉄道(株)	新宿線	中野区	区道	主幹10号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
64	野方第1号	東京都中野区	西武鉄道(株)	新宿線	中野区	区道	42-90	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
65	鷺ノ宮第1号	東京都中野区	西武鉄道(株)	新宿線	東京都	都道	瀬田貫井線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
66	富士見ヶ丘2号	東京都杉並区	京王電鉄(株)	井の頭線	杉並区	区道	1862号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
67	第一雲雀ヶ谷、東上本線第3号	東京都豊島区	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)	赤羽線、東上本線	豊島区	区道	21-440号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
68	東上本線第8号	東京都豊島区	東武鉄道(株)	東上本線	豊島区	区道	21-990号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
69	与美西	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	北区	区道	北88号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
70	与美東	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	北区	区道	北88号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
71	第二下田端	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	東京都	都道	白山小台線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
72	王子街道南互	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	北区	区道	北65号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
73	梶原	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	北区	区道	北50号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
74	第二王子	東京都北区	東日本旅客鉄道(株)	東北線	北区	区道	北65号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
75	梶原	東京都北区	東京都交通局	荒川線(軌)	東京都	都道	王子千住夢の島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
76	栄町	東京都北区	東京都交通局	荒川線(軌)	北区	区道	北372号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
77	桜ヶ丘女学校裏	東京都北区	東京都交通局	荒川線(軌)	北区	区道	北21号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
78	滝野川一丁目	東京都北区	東京都交通局	荒川線(軌)	北区	区道	北67号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
79	西ヶ原四丁目	東京都北区	東京都交通局	荒川線(軌)	北区	区道	北豊7号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
80	日暮里道	東京都荒川区	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	東京都	都道	駒込宮地線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
81	京成町屋駅前	東京都荒川区	東京都交通局	荒川線(軌)	荒川区	区道	荒97号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
82	上井草第2号	東京都練馬区	西武鉄道(株)	新宿線	東京都	都道	椎名町上石神井線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
83	三鷹台1号	東京都三鷹市	京王電鉄(株)	井の頭線	三鷹市	市道	第135号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
84	府中4号	東京都府中市	京王電鉄(株)	京王線	府中市	市道	番場北裏通り	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
85	白糸台第1号	東京都府中市	西武鉄道(株)	多摩川線	府中市	市道	品川街道	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
86	つつじヶ丘5号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	25号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
87	調布21号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	16号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
88	大戸	東京都町田市	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	東京都	都道	八王子町田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
89	玉川学園前3号	東京都町田市	小田急電鉄(株)	小田原線	町田市	市道	町田163号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
90	玉川学園前7号	東京都町田市	小田急電鉄(株)	小田原線	町田市	市道	町田772号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
91	玉川学園前8号	東京都町田市	小田急電鉄(株)	小田原線	東京都	都道	八王子町田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
92	鶴川15号	東京都町田市	小田急電鉄(株)	小田原線	町田市	市道	町田190号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
93	新小金井第2号	東京都小金井市	西武鉄道(株)	多摩川線	東京都	都道	志ヶ窪新田三鷹線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
94	久米川第1号	東京都東村山市	西武鉄道(株)	新宿線	東京都	都道	東村山清瀬線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
95	小川第3号	東京都東村山市	西武鉄道(株)	国分寺線	東村山市	市道	補助道第1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
96	小平第4号	東京都東村山市	西武鉄道(株)	拝島線	東京都	都道	保谷狭山自然公園 自転車道線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
97	矢川	東京都国立市	東日本旅客鉄道(株)	南武線	国立市	市道	南第15号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
98	間坂第一	東京都羽村市	東日本旅客鉄道(株)	青梅線	羽村市	市道	間坂街道消防署通 り線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
99	古市場	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	市場第197号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
100	花月園前	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	八幡前二見台線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
101	江ヶ崎	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	横浜市	市道	夢見ヶ崎第5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
102	矢向第二	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	横浜市	市道	夢見ヶ崎第4号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
103	鶴見小野	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	鶴見線	横浜市	市道	汐入町第66号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
104	矢向第五	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	横浜市	市道	矢向第27号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
105	京急鶴見第4	神奈川県横浜市鶴見区	京浜急行電鉄(株)	本線	横浜市	市道	八幡前二見台線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
106	浦島	神奈川県横浜市神奈川区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	浦島第30号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
107	入江	神奈川県横浜市神奈川区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	横浜市	市道	大口第417号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
108	京急新子安第2	神奈川県横浜市神奈川区	京浜急行電鉄(株)	本線	横浜市	県道	大田神奈川	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
109	子安第1	神奈川県横浜市神奈川区	京浜急行電鉄(株)	本線	横浜市	市道	浦島第30号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
110	白楽1号	神奈川県横浜市神奈川区	東急電鉄(株)	東横線	横浜市	市道	篠原第572号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
111	東海道	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	県道	保土ヶ谷停車場	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
112	星川8号	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	相模鉄道(株)	相鉄本線	横浜市	市道	上星川第328号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
113	上星川17号	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	相模鉄道(株)	相鉄本線	横浜市	市道	羽沢第155号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
114	杉田第1	神奈川県横浜市磯子区	京浜急行電鉄(株)	本線	横浜市	県道	横浜伊勢原	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
115	法隆寺	神奈川県横浜市港北区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	横浜市	市道	北寺尾第484号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
116	城山	神奈川県横浜市港北区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	横浜市	市道	川向第259号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
117	妙蓮寺1号	神奈川県横浜市港北区	東急電鉄(株)	東横線	横浜市	市道	篠原第614号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
118	鶴ヶ峰9号	神奈川県横浜市旭区	相模鉄道(株)	相鉄本線	横浜市	市道	保土ヶ谷二俣川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
119	二俣川1号	神奈川県横浜市旭区	相模鉄道(株)	相鉄本線	横浜市	市道	東希望ヶ丘第572号 線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
120	川和	神奈川県横浜市緑区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	横浜市	県道	青砥上星川	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
121	京急川崎第1	神奈川県川崎市川崎区	京浜急行電鉄(株)	本線	川崎市	市道	日進町下並木線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
122	鹿島田	神奈川県川崎市幸区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	古市場失上線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
123	平間駅前	神奈川県川崎市中原区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	県道	大田神奈川	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
124	向河原駅前	神奈川県川崎市中原区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	下沼部30号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
125	津田山第一	神奈川県川崎市高津区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	下作延115号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
126	宿河原第二	神奈川県川崎市多摩区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	子母口宿河原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
127	中野島第二	神奈川県川崎市多摩区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	多摩第9号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
128	観光道	神奈川県川崎市多摩区	東日本旅客鉄道(株)	南武線	川崎市	市道	菅福田堤2号線	第二条第8号 (事故多発踏切)	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
129	大山街道	神奈川県相模原市緑区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	相原高校前通	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
130	相模原	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	相模原駅北口	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
131	小山	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	すすきの水川	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
132	原当麻第一	神奈川県相模原市南区	東日本旅客鉄道(株)	相模線	相模原市	県道	相模原町田線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
133	横須賀	神奈川県横須賀市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	神奈川県	県道	横須賀停車場	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
134	八幡第一	神奈川県横須賀市	東日本旅客鉄道(株)	横須賀線	横須賀市	市道	2590号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
135	金沢八景第5	神奈川県横須賀市	京浜急行電鉄(株)	本線	横須賀市	市道	63号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
136	須馬	神奈川県平塚市	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	平塚市	市道	三島神社後谷線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
137	小出	神奈川県茅ヶ崎市	東日本旅客鉄道(株)	相模線	茅ヶ崎市	市道	0217号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
138	神武寺第4	神奈川県逗子市	京浜急行電鉄(株)	逗子線	逗子市	市道	逗子33号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
139	東林間7号	神奈川県大和市	小田急電鉄(株)	江ノ島線	大和市	市道	公所中央林間線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
140	中央林間2号	神奈川県大和市	小田急電鉄(株)	江ノ島線	大和市	市道	小田急中央林間2号踏切道	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
141	鶴間1号	神奈川県大和市	小田急電鉄(株)	江ノ島線	大和市	市道	下鶴間桜森線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
142	伊勢原1号	神奈川県伊勢原市	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	平塚伊勢原	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
143	相模大塚3号	神奈川県海老名市	相模鉄道(株)	相鉄本線	海老名市	市道	5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
144	相武台前4号	神奈川県座間市	小田急電鉄(株)	小田原線	座間市	市道	4号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
145	小田急相模原6号	神奈川県座間市	小田急電鉄(株)	小田原線	座間市	市道	32号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
146	相武台前3号	神奈川県座間市	小田急電鉄(株)	小田原線	座間市	市道	17号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
147	座間1号	神奈川県座間市	小田急電鉄(株)	小田原線	座間市	市道	1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
148	洪沢14号	神奈川県足柄上郡松田町	小田急電鉄(株)	小田原線	神奈川県	県道	小田原松田	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
149	和	長野県上田市	しなの鉄道(株)	しなの鉄道線	長野県	県道	大屋停車場田沢線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
150	本町	長野県飯田市	東海旅客鉄道(株)	飯田線	飯田市	市道	飯田1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
151	豊田道	長野県諏訪市	東日本旅客鉄道(株)	中央線	長野県	県道	諏訪辰野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
152	大手町	長野県諏訪市	東日本旅客鉄道(株)	中央線	諏訪市	市道	1-9号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
153	鹿野町	長野県諏訪郡下諏訪町	東日本旅客鉄道(株)	中央線	下諏訪町	町道	鹿野町広瀬通り線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
154	まるりん	長野県上高井郡小布施町	長野電鉄(株)	長野線	小布施町	町道	113号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-	-
155	朝葉町	富山県富山市	富山地方鉄道(株)	上滝線	富山市	市道	下堀朝葉町線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-	-
156	市田開	富山県富山市	富山地方鉄道(株)	富山港線	富山市	市道	下新下富居線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
157	新道	富山県黒部市	富山地方鉄道(株)	本線	黒部市	市道	新堂線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-	-
158	第2北野	富山県南砺市	西日本旅客鉄道(株)	城端線	富山県	県道	長楽寺福光線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
159	加茂社	富山県射水市	あいの風とやま鉄道(株)	あいの風とやま鉄道線	富山県	県道	太閤山戸坂線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
160	雁川原	岐阜県高山市	東海旅客鉄道(株)	高山線	高山市	市道	雁川原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
161	第二城岡	岐阜県恵那市	明知鉄道(株)	明知線	恵那市	市道	大井町128号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-	-
162	前野	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)	高山線	各務原市	市道	那351号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
163	長塚	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)	高山線	各務原市	市道	那140号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
164	第3犬山街道、輪沼9号	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)	高山線、各務原線	岐阜県	県道	春日井各務原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
165	新加納5号	岐阜県各務原市	名古屋鉄道(株)	各務原線	各務原市	市道	那140号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
166	新那加1号	岐阜県各務原市	名古屋鉄道(株)	各務原線	各務原市	市道	那965号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
167	新那加3号	岐阜県各務原市	名古屋鉄道(株)	各務原線	各務原市	市道	那351号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
168	善師野12号	岐阜県可児市	名古屋鉄道(株)	広見線	可児市	市道	8167号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
169	西可児1号	岐阜県可児市	名古屋鉄道(株)	広見線	可児市	市道	8103号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
170	笠松1号	岐阜県羽島郡笠松町	名古屋鉄道(株)	竹鼻線	岐阜県	県道	下中屋笠松線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
171	長沼第4	静岡県静岡市葵区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	静岡市	市道	谷谷長沼線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
172	鷹匠第2	静岡県静岡市葵区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	静岡市	市道	鷹匠一丁目栄町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
173	草薙第2	静岡県静岡市清水区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	静岡市	市道	草薙駅通3号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
174	第四小諏訪	静岡県沼津市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	沼津市	市道	0212号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
175	広小路	静岡県三島市	伊豆箱根鉄道(株)	駿豆線	静岡県	県道	沼津三島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
176	製水前	静岡県三島市	伊豆箱根鉄道(株)	駿豆線	静岡県	県道	三島停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
177	島田吉永	静岡県島田市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	静岡県	県道	島田大井川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
178	本町	静岡県富士市	岳南電車(株)	岳南鉄道線	静岡県	県道	吉原停車場吉原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
179	田沼街道	静岡県藤枝市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	藤枝市	市道	3地区359号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
180	美合1号	愛知県岡崎市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	愛知県	県道	本郷美合停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
181	住吉町1号	愛知県半田市	名古屋鉄道(株)	河和線	愛知県	国道	247号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
182	若林1号	愛知県豊田市	名古屋鉄道(株)	三河線	豊田市	市道	若林駅役場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
183	牛田6号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	知立市	市道	知立中央通線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
184	知立1号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	三河線	知立市	市道	知立中央通線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
185	知立4号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	三河線	愛知県	県道	安城知立線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
186	重原7号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	三河線	知立市	市道	小針線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
187	徳重1号	愛知県北名古屋	名古屋鉄道(株)	犬山線	愛知県	県道	名古屋豊山稲沢線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
188	白沢2号	愛知県知多郡阿久比町	名古屋鉄道(株)	河和線	阿久比町	町道	103号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
189	阿久比1号	愛知県知多郡阿久比町	名古屋鉄道(株)	河和線	愛知県	県道	名古屋半田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
190	桃園第10号	三重県津市	近畿日本鉄道(株)	名古屋線	三重県	県道	上浜高茶屋久居線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
191	津新町,津新町第1号	三重県津市	東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)	紀勢線,名古屋線	三重県	国道	163号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
192	中央	三重県四日市市	東海旅客鉄道(株)	関西線	三重県	県道	四日市鈴鹿環状線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
193	八丁畷,桑名第1号	三重県桑名市	東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、(一社)養老線管理機構	関西線,名古屋線,養老線	桑名市	市道	駅元看護学校線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
194	畑	三重県南牟婁郡御浜町	東海旅客鉄道(株)	紀勢線	御浜町	町道	紀南病院線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
195	一本松	三重県南牟婁郡御浜町	東海旅客鉄道(株)	紀勢線	御浜町	町道	向山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
196	上栄町	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	京津線(軌)	大津市	市道	中3517	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
197	馬場南町	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹1102	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
198	膳所駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹1044	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
199	諸子川	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	中4306	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
200	文化館前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹1042	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
201	島ノ関	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	中3201	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
202	紺屋ヶ関	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹1037	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
203	皇子山球場前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線(軌)	大津市	市道	幹2128	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
204	四条大宮2号	京都府京都市中京区	京福電気鉄道(株)	嵐山本線(軌)	京都市	市道	壬生通	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
205	本町廿丁目	京都府京都市東山区	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都市	市道	鳥羽道(十条通)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
206	第二青木元	京都府京都市右京区	西日本旅客鉄道(株)	山陰線	京都市	市道	太秦経134号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
207	撮影所前3号	京都府京都市右京区	京福電気鉄道(株)	北野線(軌)	京都市	市道	太秦経34号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
208	常盤2号	京都府京都市右京区	京福電気鉄道(株)	北野線(軌)	京都市	市道	太秦経134号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
209	常盤1号	京都府京都市右京区	京福電気鉄道(株)	北野線(軌)	京都市	市道	太秦経24号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
210	太秦3号	京都府京都市右京区	京福電気鉄道(株)	嵐山本線(軌)	京都市	府道	二条停車場嵐山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
211	松原通	京都府京都市右京区	阪急電鉄(株)	京都線	京都市	市道	葛野東緯13号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
212	千両松	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	三栖向納所線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
213	新高瀬川	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	三栖向納所線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
214	三栖	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	三栖堤防道	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
215	表町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	伏見港京都停車場線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
216	柿木浜南	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	向島36号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
217	柿木浜北	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	南浜通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
218	新町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	新町通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
219	さぬき園子	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	東西園子	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
220	両替町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	両替町通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
221	立石	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	立石通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
222	呂ノ園子	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	牢固子	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
223	大阪町	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	油掛通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
224	大手筋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	府道	大津淀線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
225	栢源	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	栢源園子通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
226	毛利橋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	毛利橋通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
227	下板橋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	下板橋通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
228	丹波橋通	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	丹波橋通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
229	上板橋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	上板橋通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
230	山崎街道	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	津知橋通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
231	丹波橋5号	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯132-1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
232	墨染	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	墨染町通	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
233	高田園子	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯109号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
234	藤森橋	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯98号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
235	藤森下手	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯85号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
236	藤森	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	六地藏竹田線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
237	烏羽街道	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	烏羽道(十条通)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
238	藤森上手	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	深草緯74号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
239	伏見街道	京都府京都市伏見区	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都市	府道	中山福荷線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
240	第二御陵	京都府京都市伏見区	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都市	市道	丹波橋通	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
241	郡山街道	京都府京都市伏見区	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都市	市道	六地藏竹田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
242	太秦街道	京都府京都市西京区	阪急電鉄(株)	嵐山線	京都市	府道	太秦上挂線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
243	高津	京都府綾部市	西日本旅客鉄道(株)	山陰線	綾部市	市道	高津小貝線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
244	第二宇治	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	宇治市	市道	東裏西裏線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
245	伊勢田	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	宇治市	市道	羽拍子宮北線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
246	小倉街道	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都府	府道	宇治小倉停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
247	大風寺	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	宇治市	市道	菟道志津川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
248	黄檗道、黄檗1号	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)、 京阪電気鉄道(株)	奈良線、宇治線	宇治市	市道	新開三番割線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
249	黄檗門前	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	宇治市	市道	五ヶ庄70号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
250	御陵道	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	宇治市	市道	南山畑中村線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
251	木幡	京都府宇治市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	京都府	府道	木幡停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
252	木幡	京都府宇治市	京阪電気鉄道(株)	宇治線	宇治市	市道	大瀬戸熊小路線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
253	黄檗	京都府宇治市	京阪電気鉄道(株)	宇治線	宇治市	市道	五ヶ庄70号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
254	三室戸	京都府宇治市	京阪電気鉄道(株)	宇治線	宇治市	市道	菟道志津川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
255	宇治国道	京都府宇治市	京阪電気鉄道(株)	宇治線	宇治市	市道	宇治五ヶ庄線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
256	小倉第3号	京都府宇治市	近畿日本鉄道(株)	京都線	宇治市	市道	伊勢田町168号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
257	伊勢田第1号	京都府宇治市	近畿日本鉄道(株)	京都線	宇治市	市道	南山陸田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
258	今津	京都府亀岡市	西日本旅客鉄道(株)	山陰線	京都府	府道	宮前千歳線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
259	東向日南	京都府向日市	阪急電鉄(株)	京都線	京都府	府道	向日町停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
260	津田電線	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	焼野2号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
261	常昌院	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	高坊科手線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
262	八幡下手	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	横町線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
263	放生川	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	科手土井線	第二条第4号 (歩道狭路踏切)	第二条第5号 (歩道狭路踏切)	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)
264	木津川北	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	八幡市	市道	在応寺・松ヶ本線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
265	宇治川南	京都府八幡市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都府	府道	八幡宇治線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
266	第一南田	京都府京田辺市	西日本旅客鉄道(株)	片町線	京田辺市	市道	田辺野色線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
267	浄正橋	大阪府大阪市福島区	西日本旅客鉄道(株)	梅田連絡線	大阪市	府道	大阪伊丹線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
268	芦原町3号	大阪府大阪市浪速区	南海電気鉄道(株)	高野線	大阪市	市道	浪速区第2815号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
269	大宮橋	大阪府大阪市東淀川区	阪急電鉄(株)	京都線	大阪市	市道	東淀川区第833号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
270	新喜多	大阪府大阪市城東区	西日本旅客鉄道(株)	片町線	大阪市	市道	上新庄生野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
271	宮操筋	大阪府大阪市淀川区	阪急電鉄(株)	京都線	大阪市	市道	淀川区第1171号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
272	府道南	大阪府大阪市淀川区	阪急電鉄(株)	神戸線	大阪市	国道	176号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
273	府道北	大阪府大阪市淀川区	阪急電鉄(株)	神戸線	大阪市	国道	176号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
274	南霞町1号	大阪府大阪市西成区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	大阪市	市道	今宮平野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
275	今池1号	大阪府大阪市西成区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	大阪市	市道	阿倍野木津川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
276	北天下茶屋4号	大阪府大阪市西成区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	大阪市	市道	木津川平野線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
277	金岡南一	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	堺市駅南花田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
278	百舌鳥南一	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	府道	深井畑山宿院線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
279	百舌鳥南二	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	百舌鳥本町8号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
280	浅香山1号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	高須香ヶ丘1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
281	浅香山6号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	北向陽中田出井1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
282	三国ヶ丘1号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	三国ヶ丘百舌鳥線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
283	百舌鳥八幡1号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	府道	大阪高石線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
284	堺東2号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
285	大和川3号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	三宝高須線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
286	東湊1号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	出島旭ヶ丘線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
287	初芝8号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	日置荘西日置荘原寺1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
288	白鷺3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	野尻菩提線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
289	萩原天神2号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	日置荘草尾線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
290	東湊2-1号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	府道	堺狭山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
291	船尾1号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜寺諏訪森船尾線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
292	船尾5号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜寺諏訪森西浜寺元1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
293	東湊3号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜寺石津中浜寺石津東2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
294	久米田北一	大阪府岸和田市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	大阪府	府道	春木大町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
295	和泉大宮1号	大阪府岸和田市	南海電気鉄道(株)	南海本線	岸和田市	市道	久米田東西線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
296	春木1号	大阪府岸和田市	南海電気鉄道(株)	南海本線	岸和田市	市道	春木若松荒木線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
297	吹田街道	大阪府吹田市	阪急電鉄(株)	千里線	大阪府	府道	豊中吹田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
298	富田東	大阪府高槻市	阪急電鉄(株)	京都線	大阪府	府道	摂津富田停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
299	蛸地蔵7号	大阪府貝塚市	南海電気鉄道(株)	南海本線	貝塚市	市道	西町海塚麻生中線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
300	貝塚4号	大阪府貝塚市	南海電気鉄道(株)	南海本線	貝塚市	市道	臨浜石才線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
301	海塚3号	大阪府貝塚市	水間鉄道(株)	水間線	貝塚市	市道	鳥羽島中線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
302	御殿山	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	渚第1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	-
303	渚橋	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	渚第2号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
304	六助	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	渚第22号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
305	三栗	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	渚第23号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
306	養父上道	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	上島養父第1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
307	舟橋川北	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	船橋第1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
308	星ヶ丘2号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	村野第24号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
309	村野2号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	村野西第1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
310	光善寺下手	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	北中振1号線	第二条第11号 (移動等円滑化対策踏切)	-	-	-
311	光善寺4号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	枚方市	市道	北中振9号線	第二条第11号 (移動等円滑化対策踏切)	-	-	-
312	牧野	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	大阪府	府道	枚方高槻線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
313	蓮華寺上三番	大阪府茨木市	阪急電鉄(株)	京都線	茨木市	市道	天王4号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
314	第二安中	大阪府八尾市	西日本旅客鉄道(株)	関西線	八尾市	市道	竜華第103号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
315	洪川	大阪府八尾市	西日本旅客鉄道(株)	関西線	八尾市	市道	竜華第166号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
316	弓削	大阪府八尾市	西日本旅客鉄道(株)	関西線	八尾市	市道	志紀第20号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
317	高安第1号	大阪府八尾市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	大阪府	府道	山本黒谷線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
318	泉佐野8号	大阪府泉佐野市	南海電気鉄道(株)	南海本線	泉佐野市	市道	羽倉崎新安松線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
319	富田林第1号	大阪府富田林市	近畿日本鉄道(株)	長野線	富田林市	市道	本町8号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
320	富田林第2号	大阪府富田林市	近畿日本鉄道(株)	長野線	大阪府	府道	堺富田林線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
321	富田林第4号	大阪府富田林市	近畿日本鉄道(株)	長野線	大阪府	府道	富田林狭山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
322	下木田	大阪府寝屋川市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	寝屋川市	市道	下木田新家線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
323	千代田1号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	貴望ヶ丘病院住宅線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
324	河内長野1号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	長野遊園地河合寺線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
325	野崎	大阪府大東市	西日本旅客鉄道(株)	片町線	大東市	市道	南津の辺野崎駅前線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
326	北信太南一	大阪府和泉市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	和泉市	市道	北信太高石線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
327	和泉府中南一	大阪府和泉市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	大阪府	国道	480号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
328	桜井	大阪府箕面市	阪急電鉄(株)	箕面線	箕面市	市道	桜井停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
329	国分第2号	大阪府柏原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	柏原市	市道	国分西18号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
330	恵我ノ荘第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	府道	郡戸大堀線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
331	恵我ノ荘第4号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	府道	鳥泉伊賀線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
332	古市第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	国道	166号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
333	正音寺	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	大阪府	府道	正雀停車場線・正雀一津屋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
334	産業道路	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	摂津市	市道	千里丘三島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
335	乙の辻	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	摂津市	市道	香露園2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
336	藤井寺第1号	大阪府藤井寺市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	藤井寺市	市道	城山野中線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
337	土師ノ里第2号	大阪府藤井寺市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	藤井寺市	市道	道明寺柏原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
338	村野6号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	郡津4号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
339	高野街道	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部倉治線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
340	河内森	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	森私市線(堤堰敷)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
341	新梅林	兵庫県神戸市東灘区	阪急電鉄(株)	神戸線	神戸市	市道	本山村合併126号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
342	滑木	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	有馬線	神戸市	市道	鈴蘭台88号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
343	武庫川駅	兵庫県尼崎市	阪神電気鉄道(株)	本線	尼崎市	市道	武庫川堤防線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
344	北村	兵庫県伊丹市	西日本旅客鉄道(株)	福知山線	国土交通省	国道	171号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
345	浜の宮	兵庫県加古川市	山陽電気鉄道(株)	本線	加古川市	市道	安田池田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
346	滝山	兵庫県川西市	能勢電鉄(株)	妙見線	川西市	市道	47号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
347	平野	兵庫県川西市	能勢電鉄(株)	妙見線	川西市	市道	1434号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
348	郡山	奈良県大和郡山市	西日本旅客鉄道(株)	関西線	奈良県	県道	大和郡山上三橋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
349	九条第9号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	奈良県	県道	奈良大和郡山斑鳩線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
350	九条第10号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	大和郡山市	市道	三ノ丸幾知山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
351	九条第12号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	奈良県	県道	大和郡山上三橋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
352	八木第1号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	橿原市	市道	小綱町内膳町線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
353	西栄町	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道(株)	桜井線	奈良県	国道	169号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
354	磐城第1号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	奈良県	国道	166号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
355	磐城第3号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	葛城市	市道	木戸・八川・大畑線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
356	尺土第1号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	葛城市	市道	尺土・疋田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
357	興留街道	奈良県生駒郡斑鳩町	西日本旅客鉄道(株)	関西線	斑鳩町	町道	306号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
358	箸尾第7号	奈良県北葛城郡河合町	近畿日本鉄道(株)	田原本線	奈良県	県道	河合大和高田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
359	紀ノ川8号	和歌山県和歌山市	西日本旅客鉄道(株)、 南海電気鉄道(株)	紀勢線、南海本線	和歌山市	市道	城北11号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
360	八幡前1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	古屋西木本線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
361	西ノ庄1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	西脇中学校路線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
362	西ノ庄3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	西脇28号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
363	愛宕	広島県広島市東区	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	広島市	県道	広島中島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
364	高宮	広島県広島市安佐北区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐北3区122号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
365	武田学園	広島県広島市安佐北区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐北3区19号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
366	堺川	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	宝町本通線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
367	両城第1	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	三条3丁目1号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
368	両城第5	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	三条4丁目1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
369	青崎第10	広島県安芸郡府中町	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	府中町	町道	青崎桃山線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
370	松原第1	山口県岩国市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	岩国市	市道	由東13号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
371	出来島	徳島県徳島市	四国旅客鉄道(株)	高德線	徳島市	市道	南出来島・北出来島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
372	花畑	徳島県徳島市	四国旅客鉄道(株)	高德線	徳島県	県道	徳島鴨島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
373	丸池	徳島県鳴門市	四国旅客鉄道(株)	鳴門線	鳴門市	市道	南浜黒崎線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
374	観光道路	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	香川県	県道	中徳三谷高松線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
375	塩上第二	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	香川県	県道	高松港栗林公園線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
376	観光道路	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	香川県	県道	中徳三谷高松線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
377	坂元	香川県観音寺市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	香川県	県道	込野観音寺線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
378	青木第2	香川県仲多度郡多度津町	四国旅客鉄道(株)	予讃線	多度津町	町道	44号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
379	土居田	愛媛県松山市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	松山市	市道	松山環状線西部	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
380	護国神社通	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	城北線	松山市	市道	鮎屋護国神社前線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
381	大手町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	愛媛県	県道	松山港線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
382	三番町第1	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	松山市	市道	三番町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
383	千舟町第1	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	松山市	市道	千舟町高岡線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
384	末広町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	横河原線	松山市	市道	千舟町古川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
385	鯨橋	愛媛県八幡浜市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	八幡浜市	市道	五反田横断線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
386	羽衣町	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	市道	浜町東港1号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
387	棧橋通り	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	国道	198号	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
388	東港町	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	市道	東港2号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
389	参道	福岡県福岡市東区	九州旅客鉄道(株)	香椎線	福岡市	県道	福岡東環状線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
390	勅使社道	福岡県福岡市東区	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡市	県道	福岡東環状線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
391	西鉄香椎4号	福岡県福岡市東区	西日本鉄道(株)	貝塚線	福岡市	市道	香住ヶ丘2326号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
392	原の中	福岡県福岡市南区	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡市	市道	井尻984号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
393	旭町・新栄町1-1号	福岡県大牟田市	九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)	鹿児島線、天神大牟田線	大牟田市	市道	旭町3丁目新栄町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
394	魚町・新栄町4号	福岡県大牟田市	九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)	鹿児島線、天神大牟田線	大牟田市	市道	築町大正町1丁目線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
395	鞍打3号	福岡県久留米市	九州旅客鉄道(株)	久大線	久留米市	市道	西町D208号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
396	療養所	福岡県久留米市	九州旅客鉄道(株)	久大線	久留米市	市道	田主丸益生田T5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
397	山口	福岡県筑紫野市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡県	県道	基山停車場平等寺筑紫野線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
398	二日市6号	福岡県筑紫野市	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	福岡県	県道	筑紫野筑穂線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
399	久保	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	花見・松林線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
400	菟野	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	新久保・天神線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
401	峯	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	緑ヶ丘・五楽線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
402	井田	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	糸島市	市道	溝添宮園線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
403	波多江	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	福岡県	県道	瑞梅寺池田線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
404	雷山	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	福岡県	県道	雷山前原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
405	汐井掛	福岡県糟屋郡須恵町	九州旅客鉄道(株)	香椎線	福岡県	県道	志免須恵線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
406	伊賀屋	佐賀県佐賀市	九州旅客鉄道(株)	長崎線	佐賀県	県道	佐賀脊振線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
407	下牟田部	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	唐津市	市道	下牟田部線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
408	大原	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	菊陽町	町道	新町22号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
 - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの